

# Disclosure



# Report 2022



令和3年度 ディスクロージャー Report 2022



あわじ島農業協同組合

# プロフィール

☆設立	平成2年 4月	☆本所所在地	兵庫県南あわじ市市青木 18-1
☆営業地区	南あわじ市	☆出資金	3,900百万円
☆事業利益	200百万円	☆経常利益	291百万円
☆当期剰余金	190百万円	☆総資産	235,374百万円
☆純資産	17,510百万円	☆貯金	214,558百万円
☆預金	184,410百万円	☆貸出金	24,119百万円
☆有価証券	3,469百万円	☆長期共済保有高	366,933百万円
☆短期共済新契約掛金	730百万円	☆購買品供給・取扱高	4,761百万円
☆販売品販売・取扱高	10,966百万円	☆組合員数	9,282人
☆役員数	22人	(正組合員 5,565人 准組合員 3,717人)	
☆単体自己資本比率	19.31%	☆職員数	321人
		(正職員 253人 嘱託・契約職員 68人)	



目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和3年度）	3
5. 事業活動のトピックス（令和3年度）	5
6. 農業振興活動	6
7. 地域貢献情報	7
8. リスク管理の状況	9
9. 自己資本の状況	12
10. 主な事業の内容	13
【JAの概要】	
1. 沿革・あゆみ	21
2. 機構図	22
3. 組合員数	22
4. 組合員組織の状況	22
5. 地区一覧	23
6. 役員構成（役員一覧）	23
7. 職員数	23
8. 事務所の名称及び所在地	24
9. 特定信用事業代理業者の状況	24
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	25
2. 損益計算書	27
3. 注記表	29
4. 剰余金処分計算書	47
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	48
6. 会計監査人の監査	48
7. キャッシュ・フロー計算書	49
8. 部門別損益計算書	49
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	50
2. 利益総括表	51
3. 資金運用収支の内訳	51
4. 受取・支払利息の増減額	51
III 事業の概況	
1. 信用事業	52
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
（5）有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	

2. 共済事業	60
(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
<b>IV 経営諸指標</b>	
1. 利益率	61
2. 貯貸率・貯証率	61
<b>V 自己資本の充実の状況</b>	
1. 自己資本の構成に関する事項	62
2. 自己資本の充実度に関する事項	64
3. 信用リスクに関する事項	66
4. 信用リスク削減手法に関する事項	68
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	69
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	69
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	69
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	69
9. 金利リスクに関する事項	70
<b>VI 連結情報</b>	
1. グループの概況	72
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（令和3年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結剰余金計算書	
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(9) 連結注記表	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	98
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
法定開示項目掲載ページ一覧	107

## ごあいさつ

盛夏の候、組合員の皆さまには益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、ここに令和3年度の協同の成果の報告などについてご報告できる運びとなりましたこと、これもひとえに皆さま方のJA事業運営に対する深いご理解とご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

今年は、ロシア・ウクライナ問題といった外的要因により、原油価格の高騰が様々な産業に大きな影響を及ぼしています。特に、農業生産にかかすことのできない生産資材・燃料等の高騰は、農業経営を大きく圧迫しています。また3年目に入る新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株の発生により収束が見通せず、飲食店や観光業への影響は大きく、食品の消費需要は回復していません。生産物の販売価格も不安定であり、安定した農業経営には非常に厳しい状況が続いています。

農協を取巻く環境も厳しく、長引く日銀のマイナス金利政策により信用・共済事業による収益の確保は困難になってきていますが、あわじ島農協では少しでも組合員の皆さまの農業経営の一助になればと昨年度同様、「コロナ対策支援金」をお支払いさせていただきました。

昨年の就任後、JA広報紙7月号に所信として、「安定と挑戦」を掲載させていただき、「農業者の所得増大」「組合員と農協が顔の見える関係」「経営基盤の強化を基にした生産基盤の強化」を掲げ、役職員一丸となって取り組んでまいりましたが、コロナの拡大により、様々なイベントや会合が中止・延期になりました。生産者大会や各種講習会も自粛や制限がかかる中での開催となり、十分な活動を行うことが叶いませんでしたが、営農を中心に新たな試みとして、市場関係者の方にもご協力いただき、「YouTube」等ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を利用した動画の配信、組合員が必要とする情報の提供に取り組みました。今後も担い手を中心とするグループづくりを積極的に行い、生産基盤の強化に努めてまいります。

令和4年度は、第5次中期3カ年経営計画の策定・実践の初年度になります。新型コロナウイルスの状況を注視しながら、「出向く体制」を強化し、「顔の見える関係」を作ることで、農業振興と地域貢献を通して組合員皆さまと共に歩んでいける、愛される農協へ発展していくよう、役職員一同取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和4年7月吉日

あわじ島農業協同組合  
代表理事組合長 原口 和幸

## 1. 経営理念

わたしたちは、人と自然にやさしい農業、信頼のおける生産農協、安全・安心な食と農とくらしの確立、地域振興・共生とゆとりの創造をめざします。

## 2. 経営方針

- 組合員とともにJAづくりを、あらゆる面で実践します。
- JAの事業・活動を通じ、農家所得の向上を目指します。



## 3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。



## 4. 事業の概況（令和3年度）

新型コロナウイルス感染症拡大の収束は見え、引き続き社会経済活動の抑制を余儀なくされており、日本経済は先行きが不透明な状況が続いています。また人口減少やマイナス金利政策等を背景にJAの事業環境の厳しさが増す中、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

あわじ島農協でも新型コロナウイルス感染症の影響により、生産者大会や各種講習会の自粛や制限がかかる中での開催となりましたが、「You Tube」などのSNSを利用した情報配信など時世にあった取り組みも進めてまいりました。

このような情勢のなか、あわじ島農協では堅実で健全な経営を基本理念として、次のことに取り組みました。その結果、当期剰余金は190百万円となり、計画対比111.7%となりました。

### 1. 指導事業

#### (1) 営農相談活動

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携し栽培相談に努めました。また栽培講習会や防除講習会の代替えとしてCATV、「You Tube」を利用した重点事項の放送や、ハガキ、メールマガジンを利用した情報発信を行い、生産振興に努めました。

消費者の安全・安心ニーズと野菜生産農家の所得向上に因るため、農薬適正使用の啓蒙・栽培管理日誌の記帳・性フェロモン防除・良質堆肥施用事業等の『あわじ島「安全」「安心」野菜システム』を実施しました。

#### (2) くらしの活動

JA組織の活性化活動として、くらしの活動教室(59 教室)、健康教室(市と連携)、生け花教室などを実施しました。高齢者たすけあい運動として手指消毒液を市内7か所の高齢者施設へ寄贈しました。

### 2. 販売事業

コロナ禍における青果物販売は、前年度から続く外食産業等の厳しい状況による消費の減退が大きい中、令和3年度は、量販店等での野菜の消費動向はある程度順調に推移したものの、それ以上に外食産業の需要の落ち込みが大きく影響し春野菜及び秋冬野菜の販売低迷が続きました。そのような中でも5月～8月の即売たまねぎは順調な販売となり、秋以降の冷蔵たまねぎについては、北海道たまねぎの不作により過去にない販売となりました。秋冬野菜のレタスについては、低温干ばつによる状況から集荷量は減少しましたが、年末から3月まで堅調な販売となりました。

また、令和3年産米の作況指数は全国「101」兵庫県「98」淡路「100」となりました。6月下旬～7月上旬の日照不足によりやや分けつが少なく、9月の長雨により収穫作業への影響もありましたが実績として前年比100.7%の78,906袋の取扱いとなりました。また、新型コロナウイルス感染症による外食等業務用米の需要減少が依然続くなか、兵庫県産米の販路・消費拡大を図りました。

この結果、特産品販売・取扱高は9,101百万円、農産品販売・取扱高は675百万円となりました。

### 3. 購買事業

農業生産に関する生産資材全般の原材料不足及び流通コスト上昇により仕入価格が高騰するなか、肥料・農薬・生産資材の主要部門を中心に予約購買および一括仕入れによる有利性・強化を図り、安定供給に努めました。

特に、肥料については、流通経費等の見直しにより、農業生産コストの抑制を図りました。

また、相談提案ができる職員の体制構築に向け、各種資格の取得を促し知識習得に努めました。

この結果、購買品供給・取扱高は4,761百万円となりました。

### 4. 信用事業

令和3年度は、5月10日に新本所会館がオープンしました。1階は八木支所・市支所・神代支所の信用・共済業務を統合し、中央支所として、組合員・利用者の方々に来店しやすい環境づくりに努めました。

また、トータルアドバイザー・コンサルティングアドバイザーを設置し、ニーズに応じた相談しやすい取組みを行いました。毎週日曜日に本所にて開催している住宅ローン等の相談会や定期的に行っている社会保険労務士による年金相談、遺言・相続相談会、マネープラン相談会等の個別相談業務についても、多くの皆様にご利用をいただきました。貸出は、農業融資事業について利子補給や利子助成等の支援策を継続実施し、積極的に取り組む事で取引拡充に努めました。組合員、利用者の利便性向上を目的としてJAネットバンクの登録者の促進に努めました。

この結果、期末貯金残高2,145億円、期末貸出金残高241億円となりました。

### 5. 共済事業

共済事業は、組合員・利用者へ日常に安心をお届けすることをスローガンにアポイントメントをとり保障点検活動を行いました。加入内容説明を積極的に行い、保障系・生存系共済の提案を実践致しました。また、利便性向上のため、WEBマイページ、JA共済アプリの登録を促進致しました。

この結果、長期共済の新契約は228億円の実績となりました。

### 6. 畜産事業

令和3年度の畜産事業は、コロナ禍が続くなか、但馬牛・神戸ビーフの枝肉価格が伸び悩みましたが、平成30年頃の高価格で取り引きされた肥育素牛の出荷も終わり、和子牛市場の平均価格（消費税込）も77万円台へ回復し、前年度対比8.6%高となりました。また、淡路家畜市場への上場頭数は若干減少したものの、淡路ビーフ枝肉・経産牛枝肉販売等の需要も高まり、畜産販売高は前年度対比105.1%という結果になりました。

## 5. 事業活動のトピックス（令和3年度）

J Aあわじ島は、

- ◆ 農 業 「魅力ある農業を次世代へ」
- ◆ 暮らし・地域 「農業振興を軸とした地域社会への貢献と活性化」
- ◆ 組織・経営 「組織、事業の再編と自己改革の実践」

をテーマとする第4次中期3ヵ年経営計画に取り組みました。令和3年度の主な取組みを紹介します。

### 持続可能な農業の実現

<p>多様化する消費動向に対応した加工業務 ・契約取引の拡大</p>	<p>➢ 加工業務・契約取引 R3年度 販売高 前年対比 114.2%</p>
<p>たまねぎの生産拡大</p>	<p>➢ たまねぎ撰果実績 R3年度 目標 169万ケースに対し、 実績 171万ケース(目標対比 101.2%)</p> 
<p>生産コストの抑制</p>	<p>➢ 肥料農薬の一括仕入れ、見積合わせ等により仕入れ経費を削減し、予約注文の有利性を発揮することにより供給価格の抑制</p>

### 地域に密着した協同活動の展開

<p>地域ふれあい活動  地域貢献性が高いJAとして、信頼と親しみを 得られる活動を実施して います。</p>	<p>➢ 食農教育活動 収穫体験、出前授業 12回開催 293名参加</p>  <p>➢ 地域密着活動 14回開催</p>
---	---

<ご案内>

イベント、商品紹介、事業等については、当JAの広報誌「JA広報 あわじ島」やホームページでもご案内しております。

【ホームページアドレス <https://www.ja-awajishima.or.jp/>】

## 6. 農業振興活動

J Aあわじ島は、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

### 1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

J Aあわじ島ほんまもん元気野菜システムを実施し、生産履歴記帳運動（トレーサビリティ）に取り組み、安全・安心な農産物の提供に努めています。

### 2. 営農組織の育成・支援

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携して「栽培ごよみ」「防除ごよみ」等を作成し、現地圃場巡回や窓口対応に活用しました。また、業務用スマートフォンでの営農相談も行いました。さらに、緊急時にはJ Aあわじ島営農情報の提供（メルマガ配信）やハガキによるDMを送付、CATVや「You Tube」などのSNSでの情報発信を行いました。

### 3. 地産地消の取り組み

管内のあわじ島まるごと株式会社（美菜恋来屋）【農産物直売所】と連携し、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。

### 4. 食育の取り組み

市内の小学校において、営農相談員が野菜収穫や田植えなどの出前授業を行い「食」と「農」のつながりの大切さを伝えました。



## 7. 地域貢献情報

### 1. 社会貢献活動

#### ① 環境問題への取り組み状況

- ・ 環境にやさしい農業を目指し、化学肥料や農薬の使用量を減らす取り組みを実施しました。
- ・ 省エネルギーを実践するため、「クールビズ」「節電」の実施に取り組んでいます。

#### ② 公益団体等への寄付

- ・ 福祉貢献対策活動の一環として、市内7か所の高齢者施設へ手指消毒液を寄贈しました。
- ・ 食農教育の一環として、管内の小学生を対象にたまねぎ、田植え、稲刈りなどの農業体験などを実施しました。



### 2. 地域貢献活動

#### (1) 地域からの資金調達の状況

貯金残高（令和4年3月末現在）

（単位：百万円）

種	類	残	高
当	座	5	2,373
定	期	1	62,184
合	計	2	14,558

(2) 地域への資金供給の状況

貸出金残高（令和4年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	7 7 3
その他制度資金	1 7
農業関連融資	4 7 0
事業関連融資	5, 3 5 3
住宅関連融資	1 6, 0 1 2
生活関連融資	1, 1 2 9
その他	3 6 0
合 計	2 4, 1 1 9

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉貢献活動（献血）

兵庫県赤十字血液センターの主催に対して、三原ライオンズクラブとともに協賛を実施しております。これからも引き続き、血液事業に理解を深め、献血の輪を広げていきたいと考えております。

② 職員の地域貢献への参加

職員が消防団活動をはじめ、積極的に社会活動に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。

3. 地域密着型金融への取り組み

① 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として金融機能のみならず、営農・経済事業や環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業活動を行っています。

② 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各支所に営農相談員を配置するとともに、関係機関と連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談に応じています。

また、融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

## 8. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

#### [リスク管理の方針]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、国債等の安全な有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について、安定的な流

動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

### ◇法令遵守体制

#### [コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

#### [コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本所各部門・各支所・事業所にコンプライアンス責任者・担当者を配置しコンプライアンス推進の取り組みを行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の担当者を各部・支所に配置しています。

### ◇金融ADR制度への対応

#### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

（電話：信用：0799-42-5220 共済：0799-42-5221 月～金9時～17時）

## ② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

### ・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口または一般社団法人 J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

### 1. 現地調停

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

### 2. 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人 J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

### ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

### ◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本所・支所・事業所のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 9. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況と単体自己資本の額

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は19.31%、単体自己資本の額は17,339百万円となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資のほか、後配出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,864百万円（前年度3,888百万円）
配当率又は利率	出資配当は年2.0%の割合です。

#### ○ 後配出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	後配出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	36百万円（前年度36百万円）
配当率又は利率	後配出資に対する配当は0%です。

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。



## 10. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業では、貯金、貸出、為替などの金融サービスの提供を行っています。

利用者の皆様から信頼され利用される信用事業を確立すべく、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む「JAバンクシステム」により業務の充実・強化に努めています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、都道府県民税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧

貯金名	特 徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	対 象
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	個人及び法人
当座貯金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	個人及び法人
通知貯金	7日間の据置期間経過後、お引出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	7日以上 2日前のご通知でお引出しができます。	5万円以上 1円単位	個人及び法人
貯蓄貯金	毎日の最終残高に応じた利率が適用される貯金で、専用キャッシュカードにより、普通貯金のように出し入れが自由です。	期間の定めはありません。	1円以上	個人
総合口座	1冊の通帳に<貯める><受取る><支払う><借りる>という4つの機能をパック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預け入れ金額の90%以内で、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	個人
定期積金	ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的に合わせて、掛金・期間が選べます。	1年以上 7年以内	1,000円以上 1円単位	個人及び法人
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽さ。個人のお客様は、半年複利でさらに有利に運用いただけます。	1か月以上 10年以内	1円以上 1円単位	個人及び法人 (複利型:個人のみ)
大口定期	退職金などまとまった余裕金の運用に最適な大型定期貯金です。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上 1円単位	個人及び法人
変動金利定期	6か月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年 2年 3年	1円以上 1円単位	個人及び法人 (複利型:個人のみ)
期日指定定期	お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから1年たてば、いつでも必要なお引出しに出来ます。一部お引出し(1万円以上)も可能です。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満 1円単位	個人
一般財形	お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。お使い道は自由です。	3年以上	1円以上 1円単位	個人
財形住宅	マイホーム取得を目的とした積立定期です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上	1円以上 1円単位	個人
財形年金	年金のお受け取りを目的とした積立定期です。財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上	1円以上 1円単位	個人

◇貸出業務

協同組合金融機関として、地域農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域の住民の皆さまへ暮らしに必要な各種ローンや、農業関連団体・地方公共団体などへ必要な資金を融資し、地域の発展のため貢献しています。

さらに、国・県の制度資金や政府系金融機関等の資金取扱も行っております。

貸出商品一覧

貸出金の種類	お使いみち	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築・増改築、土地の購入、新築・中古マンション及び中古住宅の購入。住宅機構等からの借換え。	40年以内
リフォームローン	住宅の補改修、宅地内の造園、植樹、門・塀・車庫・台所・浴室等の設置または改良。	15年以内
教育ローン	就学子弟の入学金、授業料、学費および家賃等教育に関する必要な資金。	15年以内で かつ在学期間プラス9年
農業近代化資金	農機具、畜産用機具等 農畜産に必要な資金。	15年以内 (農機具7年以内)
アグリマイティ	農業生産、加工販売、発電・蓄電設備等に必要な資金。	17年以内 (農機具10年以内)
多目的ローン	組合員が生活に必要とする一切の資金。(負債整理、事業資金等除く。)	10年以内
マイカーローン	自動車・バイク(中古含)の購入。修理・車検・購入に付帯する諸費用、保険掛金など。	10年以内
カードローン	生活に必要な一切の資金。	2年(継続審査により更新)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国の金融機関へ振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務・サービス

給与・年金などの自動受取、公共料金など各種自動支払い、給与振込サービス、振込サービスなどを行っています。

また、国債・投資信託の窓販業務、個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」の取扱、全国JAでの貯金の入出金、銀行・信用金庫・コンビニなどでの現金引出し、キャッシュカードでの代金支払い(デビットカード)など、様々なサービス提供を行っています。



(休日ローン相談会)

# 信用事業手数料

金額には、10%の消費税が含まれています。

令和4年1月1日現在 単位:円

振込 手数料	窓口扱い	自JA本支所(同一店舗含む)	無料			
			電	3万円未満	他JAバンク	220
		信	3万円以上	他行	550	
		文	3万円未満	他JAバンク	440	
			3万円以上	他行	770	
	ATM (口座振込)	3万円未満	自JA・県内JA	無料		
			県外JA	165		
		3万円以上	他行	165		
			自JA・県内JA	無料		
			県外JA	330		
ATM (現金)	3万円未満	自JA・県内JA	無料			
		県外JA	330			
	3万円以上	他行	440			
		自JA・県内JA	無料			
		県外JA	440			
送金(小切手)	自JA本支所	無料				
	他JAバンク	440				
	他行	660				
代金取立	同地宛 (淡路島・神戸)	自JA本支所	1件	無料		
		他JA・他行	1件	無料		
	隔地宛(注1)	同地以外	1件	880		
		個別	普通扱	1件	660	
		至急扱	1件	880		
JA バンク ネット	月額基本料金			無料		
	振込 手数料	3万円未満	自JA本支所	無料		
			他JAバンク	165		
	3万円以上	他行	165			
		自JA本支所	無料			
		他JAバンク	330			
			他行	330		
	ネット JA バンク 人 ク	照会・資金移動サービス		月額基本料金	1,100	
		口座内容照会			無料	
		振込 手数料	3万円未満	自JA本支所	無料	
他JAバンク				165		
3万円以上		他行	165			
		自JA本支所	無料			
		他JAバンク	330			
			他行	330		
データ伝送サービス(注3)		月額基本料金	2,200			
伝送サービス利用の振替手数料		1件	110			
伝送サ ービス 利用 振込 手 数 料	3万円 未満	自JA本支所	無料			
		他JAバンク	220			
	3万円 以上	他行	220			
		自JA本支所	無料			
	他JAバンク	330				
		他行	330			
署名鑑 登録 手数料	1件		3,300			
	用紙発行	小切手帳	50枚綴り	660		
		自己宛小切手	1枚	550		
	新規発行	ICキャッシュカード・JAカード一体型	1枚	無料		
		ICキャッシュカード・JAカード一体型	1枚	1,100		
		ICキャッシュカード・JAカード一体型(磁気不具合)	1枚	550		
	再発行	通帳	1通	1,100		
		証書	1枚	1,100		
	その 他 手 数 料	給与振込(他行宛)		1件	無料	
		送金・振込の組戻料		1通	1,100	
不渡手形返却料		1通	1,100			
取立手形組戻料		1通	1,100			
取立手形店頭呈示		1通	1,100			
(1,100円を超える場合はその実費)						
スイングサービス		1回	無料			
定時 自動 送金	同一支所内	3万円未満	無料			
		3万円以上	無料			
	自JA本支所	3万円未満	無料			
		3万円以上	無料			
	JAバンク	3万円未満	110			
		3万円以上	220			
	他行	電信	3万円未満	495		
			3万円以上	660		
		文書	3万円未満	385		
			3万円以上	550		
国債口座管理手数料			無料			
集金 手数料	基本	集金業務1回につき	1,100			
	加算	所要時間・事務負担により	550~			
未利用口座管理手数料		年間	1,320			
口座振替手数料(データ)		1件	110			
口座振替手数料(紙明細)		1件	220			
各種残高証明発行		1通	330			
その他各種照会票の発行		1件(注2)	330			
アンサーサービス利用料		1ヶ月	3,300			
サ ー ビ ス !	3万円未満	自JA本支所	無料			
		他JAバンク	220			
	3万円以上	他行	220			
		自JA本支所	無料			
	他JAバンク	440				
		他行	440			

※一体型カードの再発行についてはクレジット機能の手数料のみ掛かる場合がございます。



JAあわじ島

(注1)手数料を超える場合は実費とします。

(注2)1件あたり発行照会票が10枚を超える場合は、超えた枚数×@20円+消費税をいただきます。

(注3)データ伝送サービスご利用の場合は照会・資金移動サービスもご利用いただけます。

\* 地方公共団体・地区内学校等組合長が認めたものについては振込手数料を免除する。

\* 視覚障がい者等ATMによる振込を行うことが困難な者の窓口振込手数料は、ATM振込手数料を適用する。

JAのキャッシュコーナーの紹介

▼ J A あわじ島 〒656-0462 南あわじ市市青木 18-1 T E L : 0799-42-5220

ATMコーナー名	平日稼動時間		土曜稼動時間		日曜稼動時間		祝日稼動時間	
	開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了
広 田	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
倭文経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
松 帆	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
津井経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
伊加利阿那経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
志 知	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
榎列経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
八木経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
神代経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
賀 集	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
福 良	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
阿 万	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
北 阿 万	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
本所（榎列・中央支所）	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
S P パルティ	10: 00	20: 00	10: 00	19: 00	10: 00	19: 00	10: 00	19: 00
イオン南淡路店	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
美 菜 恋 来 屋	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00
南あわじ市役所	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
くつろぎプラザシーパ店	9: 30	21: 00	9: 30	19: 00	9: 30	19: 00	9: 30	19: 00
旧灘経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00

〈お問合せ先〉

平日 9:00～17:00 までのお問合せ

J Aバンク兵庫ATMセンター  
T E L : 078-797-8501

〈キャッシュカード紛失等お問合せ先〉

平日・土日祝日 連絡先

A T Mセンター  
T E L : 0120-68-9801

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、「ひと・いえ・くるま」による総合保障を展開しています。

共済商品一覧

	商品名	特 徴
長期共済	終 身	働き盛りの時は保障が大きく、掛金を払い終わっても一生涯の保障が続きます。保障切れを心配することなく大切なご家族の生活資金や老後の万一保障を確保できます。多彩な特約で保障内容を自由に設計できるのが特長です。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	養 老 生 命	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。多彩な特約を付加することにより、後遺障害等、手厚く保障します。満期時には満期共済金が支払われます。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	こ ど も	必要な保障を確保しながら、お子さまの教育資金を計画的に準備できます。学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランから選べます。
	予 定 利 率 変 動 型 年 金	ご契約後6年目以降、その時の経済状況に合わせて予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
	が ん	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。がんと診断された時から再発・長期治療まで、入院・手術・放射線治療・治療共済金が支払われます。
	医 療	病気やケガによる入院・手術はもちろん、全額自己負担となる先進医療の技術料も保障し最新の治療が安心して受けられます。一人ひとりのニーズにあわせて保障の手厚さ、保障の長さ、掛け金を支払う期間などが選べます。
	介 護	一生涯にわたる介護保障で、公的介護保険制度と連動した保障内容です。要介護2以上に認定された場合、または重度要介護状態になった時、介護共済金をお支払いします。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	生 活 障 害	身体障害者手帳制度(公的制度)に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費に継続的に備えるためのプランです。
	特 定 重 度 疾 病	三大疾病を含む生活習慣病による所定の状態に一時金で備えられ、共済期間を通じて、それぞれ1回、最大で4回お支払いします。一時金を給付するため、継続的な治療による経済的負担に備えることができます。
	認 知 症	要介護を伴う認知症および軽度認知障害(MCI)を一生涯保障します。認知症にかかる介護費用や治療費用などの様々な費用に充てることが出来るプランです。
	引受緩和型終身	健康に不安を有する方も、簡単な告知で加入でき一生涯にわたってお亡くなりになられた時の保障が確保できます。
	引受緩和型医療	健康に不安を有する方も、簡単な告知で加入できる医療保障です。持病の悪化・再発もしっかり保障でき、入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。
	建 物 更 生	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、火災や自然災害によるケガにも備えられます。保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。
定 期 生 命	お手頃な掛金で、万一の場合を一定期間保障するプランです。	
短期共済	自 動 車	自賠償共済では補完できない部分を保障します。相手方への賠償はもちろん、ご自身や同乗者のケガの保障や車両保障など自動車事故を幅広く保障します。
	自 賠 責	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。
	傷 害	日常のさまざまなアクシデント(死亡、後遺障害、治療)を安心プランで保障します。
	賠 償 責 任	日常生活や農作業などに起因する事故により、損害賠償責任が発生した場合に保障する共済です。
	火 災	住まいの火災損害を保障します。

〔購買事業〕

組合員をはじめ地域住民のみなさまの利用ニーズに応える事業に取り組み、肥料・飼料・農薬をはじめとする生産資材、生活用品・電気製品等の生活資材のほか、給油所事業、農機・自動車センター事業、住宅設備事業と幅広い供給に努めています。



〔販売事業〕

あわじ島ブランド強化に向けて品質の向上と計画出荷による安定供給に取り組むとともに、地域の基幹産業である農業生産の維持拡大と農業所得向上に努めています。

また、米、花卉類、果菜類等の販売のほか、保管事業、施設センター、ライスセンター、予冷センター業務により効率運用の徹底と安全作業に努めています。



〔営農事業〕

◇生産促進業務

生産出荷の効率化研究を図るとともに、安心・安全な野菜を消費地に提供するため、「JAあわじ島ほんまもん元気野菜システム」の運用に努めました。また、GAP部会によるたまねぎグローバルGAP団体継続認証取得に取り組みました。

◇営農相談業務

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携し栽培相談に努めました。また、栽培講習会や防除講習会の代替としてCATV、「You Tube」を利用した重点事項の放送やハガキによるDM発送等の情報発信を行いました。また、消費者の安全・安心ニーズと野菜生産農家の所得向上に応えるため、農薬適正使用の啓蒙・栽培管理日誌の記帳・性フェロモン防除・良質堆肥施用事業等の『あわじ島「安全」「安心」野菜システム』を実施しました。

◇くらしの活動業務

組合員および家族の健康を守るため、行政等と連携して健康教室を開催し、健康管理に努めています。また、営農・生活をはじめとする教室活動（生け花・介護）を実施しました。さらに、食への安全志向が高まる中、国産大豆等を使用した自家用手づくりみそ加工を実施しました。

◇営農支援業務

洲本税務署員による国税庁HPの使用方法研修会、淡路納税協会派遣の税理士同席による確定申告書の作成研修会を実施しました。また、農業者年金・労災保険の取り組みを通じて組合員サービスに努めています。また、不定期で全集荷場において残留農薬自主検査を実施し、検査結果の情報開示を通じて消費地への安心・安全を発信しています。

〔畜産事業〕

「神戸ビーフ・但馬牛」素牛産地の維持並びに繁殖和牛の増頭を目指すため、補助事業の取り組み及び飼育管理指導を通じて生産者の意識高揚、飼養技術の向上を図り、収益増加による生産基盤の安定強化に努めています。



## (2) J Aバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。さらに、当 J A の貯金は、J A バンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」によっても守られています。

### ◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、

(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和3年3月末における残高は1,652億円となっています。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和3年3月末現在で4,522億円となっています。

### ◇兵庫県版 J A バンク・セーフティネット

J A バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の J A は、J A バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

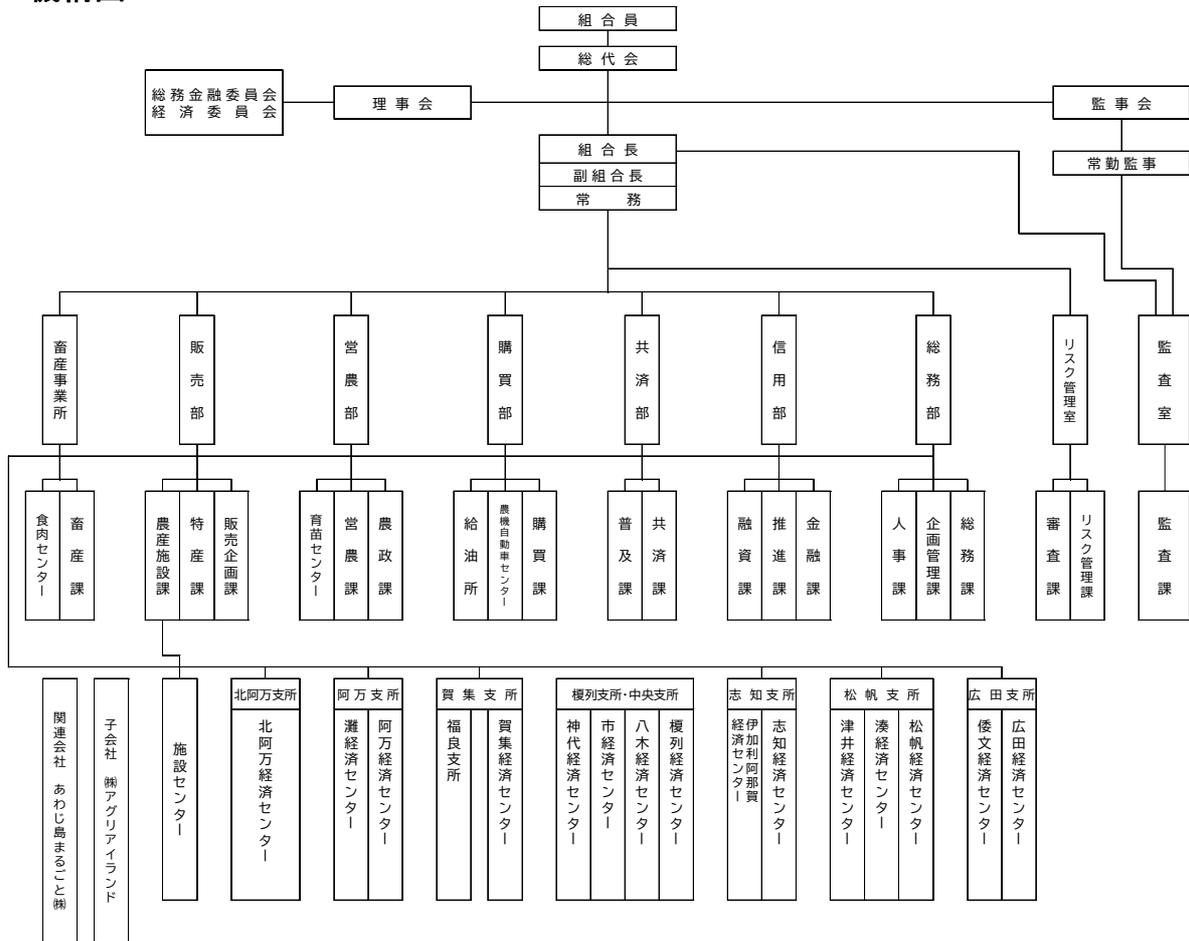
## 【JAの概要】

### 1. 沿革・あゆみ

H2.	4.	1	あわじ島農協発足
H2.	7.	1	湊支所野菜集出荷場竣工
H3.	4.	12	松帆センター野菜選果貯蔵施設竣工
H3.	9.	19	広田ライスセンター増設工事竣工
H4.	1.	23	志知、神代、賀集支所レタス封函施設完成
H4.	2.	27	神代、阿万支所購買倉庫竣工
H5.	3.	27	伊加利、阿那賀総合集荷場竣工
H5.	11.	30	貯金残高1, 000億円達成
H6.	2.	28	市購買倉庫、事務所竣工
H6.	3.	30	八木支所レタス共同選果集出荷場竣工
H6.	8.	24	志知ライスセンター増設工事竣工
H7.	1.	17	阪神淡路大震災
H7.	4.	15	JA住宅事業始める
H7.	9.	6	松帆支所事務所購買倉庫竣工
H8.	4.	17	広田給油所竣工
H8.	6.	29	長期共済5, 000億円達成
H9.	3.	8	倭文支所会議室並びに集出荷場竣工
H9.	8.	26	神代センター竣工
H10.	2.	19	野菜残渣処理施設竣工
H10.	3.	17	無人ヘリコプター導入
H10.	8.	22	育苗センター竣工
H14.	3.	14	野菜育苗施設竣工
H14.	4.	15	神代支所事務所竣工
H15.	2.	3	賀集福良地区野菜貯蔵施設竣工
H16.	3.	26	広田・倭文センター竣工
H16.	10.	1	神代支所レタス封函施設能力増強工事完成
H17.	2.	18	施設センター玉葱選果施設能力増強工事完成
H17.	4.	1	北阿萬農業協同組合と合併、北阿万支所開所
H17.	10.	1	三原郡畜産農業協同組合連合会を承継
H17.	10.	28	志知支所上屋完成
H17.	12.	5	八木支所たまねぎ撰果場改修並びに撰果機更新
H19.	3.	6	第2育苗センター（野菜育苗施設）竣工
H19.	9.	26	市支所レタス封函施設竣工
H19.	10.	2	榎列センター集出荷施設竣工
H20.	4.	21	津井支所事務所竣工
H20.	11.	14	松帆予冷センター能力増強工事竣工
H21.	5.	20	榎列支所事務所竣工
H22.	5.	27	阿万支所事務所竣工
H23.	3.	11	東日本大震災
H23.	5.	11	賀集センター玉葱撰果施設竣工
H23.	5.	12	八木支所レタス封函施設竣工
H24.	9.	19	農機・自動車センター拡張用地取得
H24.	12.	21	松帆センター玉葱撰果施設竣工
H25.	3.	29	淡路島酪農協本所跡地取得
H26.	10.	30	松帆予冷センター野菜保冷库整備工事竣工
H27.	2.	27	玉葱根葉切機、大型コンテナ取得
H27.	3.	31	北阿万支所事務所竣工
H27.	9.	2	志知ライスセンター竣工
H28.	3.	23	貯金残高2, 000億円達成
H28.	3.	24	園芸用ハウス竣工
H28.	8.	29	店舗機能再構築実施
H29.	5.	29	北阿万センター乾燥冷蔵施設 竣工
R3.	3.	25	新本所会館竣工
R3.	5.	11	中央支所 オープン

## 2. 機構図

(令和4年6月現在)



## 3. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
正組合員	5,565	5,667	△102
個人	5,547	5,652	△105
法人	18	15	3
准組合員	3,717	3,659	58
個人	3,684	3,626	58
法人	33	33	0
合計		9,326	△9,326

## 4. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
米麦部会	1,640	菊部会	3
たまねぎ部会	1,683	和牛部会	213
はくさい、キャベツ部会	1,619	農会長会	189
レタス部会	1,400	青色申告部会	1,127
トマト部会	7	各種研究会	200
しきみ部会	11	花苗部会	5
枇杷部会	10	黒岩水仙部会	8
花卉部会	6	年金友の会	8,756

## 5. 地区一覧

(令和4年6月末現在)

南あわじ市…本 所
緑 地区(第1区)…広田支所 広田支所倭文経済センター
西淡地区(第2区)…松帆支所 松帆支所湊経済センター 松帆支所津井経済センター 志知支所 志知支所伊加利阿那賀経済センター
三原地区(第3区)…榎列支所・中央支所 榎列支所榎列経済センター 中央支所八木経済センター 中央支所市経済センター 中央支所神代経済センター
南淡地区(第4区)…賀集支所 福良支所 阿万支所 阿万支所灘経済センター 北阿万支所

## 6. 役員構成(役員一覧)

(令和4年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	原 口 和 幸	理 事	船 本 泰 生
副組合長理事	道 上 延 彦	〃	田 浦 昇
常務理事	眞 野 和 典	〃	三 原 賀 代 子
常務理事	川 本 啓 二	〃	原 口 守 博
理 事	馬 野 均	〃	乙 井 康 弘
〃	西 條 眞 守	〃	阿 部 千 晃
〃	坂 東 昌 範	〃	立 川 善 久
〃	豊 田 悦 次	代 表 監 事	清 川 光 博
〃	山 口 誠 治	常 勤 監 事	坂 部 信 行
〃	木 田 朱 美	員 外 監 事	高 川 欣 士
〃	齊 藤 勝 治	監 事	長 谷 光 登

## 7. 職員数

(単位:人)

区 分	男 性	女 性	合 計
参 事	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一 般 職 員	187 (26)	105 (42)	292 (68)
営農指導員	27 (1)	1 (0)	28 (1)
生活指導員	0 (0)	1 (0)	1 (0)
合 計	214 (27)	107 (42)	321 (69)

(注) 1. ( ) はうち常用臨時雇用者です。

## 8. 事務所の名称及び所在地

(令和4年6月現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本所	南あわじ市市青木18の1	42-5200	平日/土/日/祝
広田支所	南あわじ市広田広田321	45-1041	平日/土/日/祝
広田支所倭文経済センター	南あわじ市倭文庄田470の3	46-0531	平日/土/日/祝
松帆支所	南あわじ市松帆高屋98の1	36-2666	平日/土/日/祝
松帆支所湊経済センター	南あわじ市湊里1377	36-2066	平日/土/日/祝
松帆支所津井経済センター	南あわじ市津井1229の8	38-0210	平日/土/日/祝
志知支所伊加利阿那賀経済センター	南あわじ市伊加利569の2	39-0167	平日/土/日/祝
志知支所	南あわじ市志知鉦100	36-5260	平日/土/日/祝
榎列支所・中央支所	南あわじ市市青木18の1	42-0024	平日/土/日/祝
榎列支所榎列経済センター	南あわじ市榎列大榎列190の1	42-2026	平日/土/日/祝
中央支所八木経済センター	南あわじ市八木鳥井440の2	42-0020	平日/土/日/祝
中央支所市経済センター	南あわじ市市三條860の1	42-0018	設置なし
中央支所神代経済センター	南あわじ市神代地頭方1462	42-0022	平日/土/日/祝
賀集支所	南あわじ市賀集1156	54-0831	平日/土/日/祝
福良支所	南あわじ市福良乙63	52-1230	平日/土/日/祝
阿万支所	南あわじ市阿万下町466の1	55-0345	平日/土/日/祝
阿万支所灘経済センター	南あわじ市灘黒岩575の1	56-0301	設置なし
北阿万支所	南あわじ市北阿万新田中66の1	55-0560	平日/土/日/祝
農機自動車センター	南あわじ市神代地頭方1544の3	42-0513	設置なし
給油所	南あわじ市市青木18の1ほか	42-5216	設置なし
施設センター	南あわじ市市徳長651の1	42-0574	設置なし
ライスセンター	南あわじ市志知中島518	42-0300	設置なし
予冷センター	南あわじ市志知中島518ほか		設置なし
育苗センター	南あわじ市松帆高屋106ほか	36-0601	設置なし
玉葱撰果場	南あわじ市広田広田コヤノ谷1271の1ほか	45-1221	設置なし
集出荷場	南あわじ市広田広田コヤノ谷1271の1ほか	45-1221	設置なし
畜産事業所	南あわじ市神代地頭方1462	42-5225	設置なし

### 店舗外A T M設置場所

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
くつろぎプラザシーパ店	南あわじ市湊110	—	平日/土/日/祝
S Pパーティ	南あわじ市市円行寺150	—	平日/土/日/祝
イオン南淡路店	南あわじ市賀集八幡北378-1	—	平日/土/日/祝
美菜恋来屋	南あわじ市八木養宜上1408	—	平日/土/日/祝
南あわじ市役所	南あわじ市市善光寺22-1	—	平日/土/日/祝
旧灘経済センター事務所	南あわじ市灘円実128の1の2	—	平日/土/日/祝

## 9. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項ありません。

## 【経営資料】

### I 決算の状況

#### 1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
1 信用事業資産	213,532	215,035
(1) 現金	453	343
(2) 預金	184,410	186,660
系統預金	184,273	186,578
系統外預金	137	82
(3) 有価証券	3,469	3,127
地方債	970	989
社債	2,498	2,138
(4) 貸出金	24,119	23,757
(5) その他の信用事業資産	1,139	1,206
未収収益	25	32
その他の資産	1,113	1,173
(6) 貸倒引当金	△60	△61
2 共済事業資産	11	19
3 経済事業資産	2,258	2,467
(1) 経済事業未収金	566	607
(2) 経済受託債権	355	477
(3) 棚卸資産	489	442
購買品	450	397
その他の棚卸資産	39	44
(4) その他の経済事業資産	857	953
(5) 貸倒引当金	△10	△13
4 雑資産	319	399
5 固定資産	5,504	5,585
(1) 有形固定資産	5,469	5,578
建物	5,701	4,805
機械装置	2,564	2,501
土地	2,648	2,649
リース資産	150	150
建設仮勘定	—	1,298
その他の有形固定資産	1,673	1,459
減価償却累計額	△7,268	△7,285
(2) 無形固定資産	35	7
6 外部出資	13,641	13,343
(1) 外部出資	13,641	13,343
系統出資	13,405	13,115
系統外出資	216	208
子会社等出資	20	20
(2) 外部出資等損失引当金	△0	△0
7 前払年金費用	—	0
8 繰延税金資産	106	134
資産の部合計	235,374	236,985

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
<b>負債の部</b>		
1 信用事業負債	215,125	215,427
(1) 貯金	214,558	214,823
(2) 借入金	10	14
(3) その他の信用事業負債	555	589
未払費用	53	79
その他の負債	502	510
2 共済事業負債	468	504
(1) 共済資金	173	207
(2) 未経過共済付加収入	279	282
(3) その他の共済事業負債	15	15
3 経済事業負債	1,668	1,710
(1) 経済事業未払金	754	720
(2) 経済受託債務	170	248
(3) その他の経済事業負債	743	741
4 雑負債	355	1,578
(1) 未払法人税等	2	127
(2) リース債務	—	23
(3) 資産除去債務	33	32
(4) その他の負債	319	1,394
5 諸引当金	246	215
(1) 賞与引当金	181	185
(2) 退職給付引当金	50	—
(3) 役員退職慰労引当金	14	30
<b>負債の部合計</b>	<b>217,863</b>	<b>219,436</b>
<b>純資産の部</b>		
1 組合員資本	17,463	17,459
(1) 出資金	3,900	3,924
(うち後配出資金)	(36)	(36)
(2) 資本準備金	41	41
(3) 利益剰余金	13,535	13,504
利益準備金	4,516	4,416
その他利益剰余金	9,019	9,088
信用事業基盤強化積立金	1,089	1,089
施設整備積立金	1,698	1,760
農業経営安定積立金	812	738
合併記念事業積立金	22	22
災害対策積立金	424	391
農業振興積立金	34	39
特別積立金	4,213	4,213
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	725	834
(うち当期剰余金 (又は当期損失金))	(190)	(387)
(4) 処分未済持分	△15	△11
2 評価・換算差額等	47	88
その他有価証券評価差額金	47	88
<b>純資産の部合計</b>	<b>17,510</b>	<b>17,548</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>235,374</b>	<b>236,985</b>

## 2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日)	(令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日)
1. 事業総利益	2,787	2,949
事業収益	8,632	9,539
事業費用	5,844	6,589
(1) 信用事業収益	1,563	1,645
資金運用収益	1,517	1,599
(うち預金利息)	(1,007)	(1,054)
(うち有価証券利息)	(38)	(37)
(うち貸出金利息)	(265)	(284)
(うちその他受入利息)	(205)	(223)
役務取引等収益	27	27
その他事業直接収益	—	0
その他経常収益	18	18
(2) 信用事業費用	338	347
資金調達費用	118	149
(うち貯金利息)	(113)	(144)
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(2)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(2)	(2)
役務取引等費用	3	3
その他経常費用	217	194
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△1)	(△34)
信用事業総利益	1,224	1,298
(3) 共済事業収益	685	698
共済付加収入	637	642
その他の収益	47	55
(4) 共済事業費用	68	64
共済推進費	46	42
共済保全費	7	8
その他の費用	14	13
共済事業総利益	616	633
(5) 購買事業収益	4,744	5,509
購買品供給高	4,641	5,236
購買手数料	5	169
修理サービス料	87	89
その他の収益	9	13
(6) 購買事業費用	4,154	4,855
購買品供給原価	4,016	4,718
購買供給費	39	38
修理サービス費	73	74
その他の費用	24	23
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△3)	(△5)
(うち貸倒損失)	(—)	(0)
購買事業総利益	590	654
(7) 特産事業収益	1,073	1,081
特産買取販売品販売高	346	303
特産手数料	179	184
特産収益	528	521
その他の収益	19	72
(8) 特産事業費用	862	841
特産買取販売品販売原価	274	243
特産費用	580	593
その他の費用	8	4
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(0)	(△0)
特産事業総利益	210	240
(9) 農産事業収益	41	42
農産買取販売品販売高	16	18
農産手数料	20	19
その他の収益	4	4
(10) 農産事業費用	26	25
農産買取販売品販売原価	13	13
農産費用	13	9
その他の費用	0	2
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△0)	(△0)
農産事業総利益	14	17
(11) 畜産事業収益	128	127
(12) 畜産事業費用	62	68
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△0)	(0)
畜産事業総利益	65	59

## 2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(令和3年4月1日～令和4年3月31日)	(令和2年4月1日～令和3年3月31日)
(13) 保管事業収益	19	16
(14) 保管事業費用	10	9
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△0)	(△0)
保管事業総利益	9	7
(15) 利用事業収益	756	774
施設センター収益	375	393
ライスセンター収益	38	34
予冷センター収益	131	144
育苗センター収益	203	194
その他利用事業収益	7	7
(16) 利用事業費用	687	720
施設センター費用	354	395
ライスセンター費用	40	41
予冷センター費用	103	108
育苗センター費用	179	165
その他利用事業費用	8	9
利用事業総利益	68	53
(17) 郵便窓口業務収益	0	0
(18) 郵便窓口業務費用	—	—
郵便窓口業務総利益	0	0
(19) 指導事業収入	42	35
(20) 指導事業支出	55	49
指導事業収支差額	△12	△14
2. 事業管理費	2,587	2,230
(1) 人件費	1,957	1,739
(2) 業務費	202	221
(3) 諸税負担金	127	84
(4) 施設費	251	168
(5) その他事業管理費	47	16
事業利益	200	719
3. 事業外収益	184	182
(1) 受取雑利息	4	4
(2) 受取出資配当金	143	125
(3) 賃貸料	18	18
(4) 雑収入	17	34
4. 事業外費用	93	171
(1) 支払雑利息	1	1
(2) 寄付金	0	0
(3) ブランド奨励金	5	4
(4) コロナ対策支援金	83	82
(5) 経営安定対策金	—	78
(6) 合併記念事業費	—	0
(7) 雑損失	2	2
経常利益	291	730
5. 特別利益	19	109
(1) 固定資産処分益	17	4
(2) 一般補助金	0	2
(3) ガス事業譲渡益	1	102
6. 特別損失	43	358
(1) 固定資産処分損	42	149
(2) 固定資産圧縮損	0	2
(3) 減損損失	—	206
税引前当期利益	267	480
法人税・住民税及び事業税	33	155
過年度法人税等還付税額	—	△23
法人税等調整額	43	△39
法人税等合計	76	92
当期剰余金	190	387
当期首繰越剰余金	330	271
施設整備積立金取崩	111	—
農業経営安定積立金取崩	87	161
農業振興積立金取崩	5	4
災害対策積立金取崩	—	8
合併記念事業積立金取崩	—	0
当期末処分剰余金	725	834

### 3. 注記表

#### 令和3年度注記表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

##### ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

##### イ その他有価証券

##### ・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

##### ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品（肥料、農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法
購買品（農機部品等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

##### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

##### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用い

た簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業（特産事業、農産事業、畜産事業）

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ 114 百万円減少しています。これにより、購買事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

### 【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 125 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### 【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (百万円)

項 目	金 額
建 物	535
機 械 装 置	1,197
土 地	168
その他有形固定資産	33
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,935

平成 10 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円 を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 2 百万円  
子会社等に対する金銭債務の総額 53 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	36
危 険 債 権	199
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	235

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 31 百万円  
うち事業取引高 27 百万円  
うち事業取扱高以外の取引高 4 百万円  
(2) 子会社等との取引による費用総額 193 百万円  
うち事業取引高 137 百万円  
うち事業取扱高以外の取引高 56 百万円

## 6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、地方債、社債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に関催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.27%上昇したものと想定した場合、経済価値が54百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(百万円)

項 目	貸借対照表計算額	時 価	差 額
預金	184,410	184,414	3
有価証券			
其他有価証券	3,469	3,469	—
貸出金	24,119		
貸倒引当金 (*1)	△60		
貸倒引当金控除後	24,059	24,758	698
資 産 計	211,940	212,642	702
貯金	214,558	214,616	57
負 債 計	214,558	214,616	57

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資 (*1, 2)	貸借対照表計上額 13,641 百万円
--------------	---------------------

(\*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(\*2) 外部出資に対応する外部出資等損失引当金0百万円を控除して表示しています。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	184,410	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	700	300	300	100	300	1,700
貸出金（*1.2.3）	2,480	1,428	1,329	1,211	1,123	16,523
合計	187,591	1,728	1,629	1,311	1,423	18,223

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）602百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、3か月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等2百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件19百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	199,723	6,362	8,286	114	41	21

貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(百万円)

項 目		取得価額又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額（*）
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	地方債	903	970	67
	社債	1,500	1,528	28
	小計	2,403	2,499	96
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	社債	1,000	970	△30
	小計	1,000	970	△30
合計		3,403	3,469	66

\*上記評価差額から繰延税金負債18百万円を差し引いた額47百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、㈱りそな銀行、三菱UFJ信託銀行㈱との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は4百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金（前払年金費用）	△0
②退職給付費用	145
③退職給付の支払額	△12
④確定給付型年金制度への拠出金	△82
⑤期末における退職給付引当金	50

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,714
②確定給付型年金制度の積立額	△1,664
③未積立退職給付債務(①+②)	50
退職給付引当金	50

(4) 退職給付に関連する損益

(百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	145
②臨時に支払った割増退職金	3
③退職給付費用(①+②)	149

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金 0 百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 235 百万円となっています。

## 9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。

(百万円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰延税金資産	役員退職慰労引当金	3
	賞与引当金	49
	賞与引当金未払社会保険料	8
	貸出金未収利息非計上額	0
	固定資産減損損失(土地)	55
	固定資産減損損失(土地以外)	12
	退職給付引当金	13
	資産除去債務	9
	コロナ対策支援金	22
	旧湊事務所解体費用	3
	その他	5
	小 計	185
	評価性引当額	△59
	合 計	125
繰延税金負債	その他有価証券	△18
	固定資産(資産除去債務)	△0
	その他	△0
	合 計	△19
繰延税金資産の純額		106

(2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しています。

## 10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書は、連結キャッシュ・フロー計算書にて記載しております。

# 令和2年度注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

##### ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

##### イ その他有価証券

###### ・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

###### ・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(肥料、農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品(農機部品等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
購買品(農機具)	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の実質が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

#### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

### ③ 退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### ⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

## （４）消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

## （５）計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「〇」で表示しています。

また金額の全くないものは「－」で表示しています。

## （６）その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項

### 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

改正された企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、今年度から新たに「事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法」に関する事項を記載しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

農業協同組合法施行規則の改正および「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）の適用に伴い、当事業年度より重要な会計上の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### （１）繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 134 百万円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年 6 月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### （２）固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 206 百万円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (百万円)

項 目	金 額
建 物	535
機 械 装 置	1,199
土 地	168
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	33
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,937

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 2 百万円  
子会社等に対する金銭債務の総額 45 百万円

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

(4) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(百万円)

項 目	金 額
破 綻 先 債 権	—
延 滞 債 権	285
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	285

(注) 1. 破綻先債権(1)

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権(2)

未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

3. 3カ月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5. 損益計算書に関する注記

### 「子会社等との取引高」

(1) 子会社等との取引による収益総額	27 百万円
うち事業取引高	23 百万円
うち事業取扱高以外の取引高	3 百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	263 百万円
うち事業取引高	206 百万円
うち事業取扱高以外の取引高	56 百万円

### 「減損損失」

#### (3) 減損損失に関する注記

##### ①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、信用共済・経済事業については支所ごと、金融事業を譲渡した経済センターは近隣の支所との密接な関連があり、経済センターを組合員が利用することによって、近隣支所のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため支所グループとして区分しています。また、本所のみならず、給油所、農機自動車センター、施設センター、育苗センター、および畜産事業所はJA全体のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

##### ②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

場 所	八木事務所	市事務所	市支所グループ
用 途	信用・共済事務所 遊休資産	信用・共済事務所 遊休資産	事業用資産
種 類	建物	建物	土地・建物ほか
そ の 他	令和3年5月統合後、 遊休資産となるため	令和3年5月統合後、 遊休資産となるため	—
金 額	8 百万円 (うち建物 8 百万円)	14 百万円 (うち建物 13 百万円)	119 百万円 (うち土地 106 百万 円) (うち建物 8 百万円)
場 所	本所会館	湊事務所	阿那賀事務所
用 途	遊休資産	遊休資産	遊休資産
種 類	建物	土地・建物ほか	土地・建物
そ の 他	令和3年5月移転後、 遊休資産となるため	—	—
金 額	40 百万円 (うち建物 37 百万円)	14 百万円 (うち土地 7 百万円) (うち建物 7 百万円)	8 百万円 (うち土地 3 百万円) (うち建物 4 百万円)

##### ③減損損失に至った経緯

- ・八木支所・市支所事務所については組織再編により八木・市・神代支所の信用・共済事業が中央支所に統合されることに伴い、当該事務所が遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しております。
- ・市支所グループについて、組織再編により八木・市・神代支所の信用・共済事業が中央支所に統合されることに伴い、使用用途の変更により減損の兆候ありとみなし、減損の認識判定を行った結果、市支所グループの減損を認識しました。
- ・本所会館については新本所会館の新築・移転により当該建物が遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。
- ・湊事務所・阿那賀事務所については使用頻度の低下に伴い、遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

##### ④回収可能額の算定方法等

回収可能額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

## 6. 金融商品に関する注記

### <金融商品の状況に関する事項>

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、地方債などの債券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### 市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が76百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています (百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	186,660	186,670	9
有価証券 その他有価証券	3,127	3,127	—
貸出金	23,757		
貸倒引当金(*1)	△61		
貸倒引当金控除後	23,696	24,602	905
資 産 計	213,484	214,400	915
貯金	214,823	214,914	90
負 債 計	214,823	214,914	90

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	13,343 百万円
------	----------	------------

市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

外部出資に対応する、外部出資等損失引当金 0 百万円を控除して表示しています。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	186,660	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	700	300	300	100	1600
貸出金(*1,2)	2,608	1,486	1,403	1,237	1,095	15,909
合 計	189,269	2,186	1,703	1,537	1,195	17,509

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）613百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件16百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	203,315	5,259	6,009	130	76	32

要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

項 目		取得原価または 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えるもの	地方債	904	989	84
	社 債	1,400	1,446	45
	小 計	2,305	2,435	130
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えないもの	地方債	—	—	—
	社 債	700	692	△7
	小 計	700	692	△7
合 計		3,005	3,127	122

\*上記評価差額から繰延税金負債33百万円を差し引いた額88百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、㈱りそな銀行、三菱UFJ信託銀行㈱との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は29百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表 (百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	176
②退職給付費用	△91
③退職給付の支払額	△4
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金（前払年金費用）	△0

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表 (百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,732
②確定給付型年金制度の積立金	△1,733
③未積立退職給付債務（①+②）	△0
前払年金費用	0

(4) 退職給付に関連する損益 (百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	△91
② 臨時に支払った割増退職金	2
退職給付費用（①+②）	△88

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金 0 百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 260 百万円となっています。

## 9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。

(百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	役員退職慰労引当金	8
	賞与引当金	50
	賞与引当金未払社会保険料	8
	固定資産減損損失(土地)	57
	固定資産減損損失(土地以外)	27
	資産除去債務	9
	未払事業税	10
	本所解体費用	30
	コロナ対策支援金	22
	その他	6
	小計	231
	評価性引当額	△61
	合計	169
繰延税金負債	その他有価証券	△33
	固定資産(資産除去債務)	△0
	その他	△0
	合計	△35
繰延税金資産の純額		134

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

項目		当期末
法定実効税率		27.46
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.42
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.57
	事業分量配当金	△4.69
	住民税均等割	0.49
	評価性引当金の増減	4.07
	税額控除	△0.87
	過年度法人税等還付税額	△4.91
	その他	△0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		19.30

## 10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書は、連結キャッシュ・フロー計算書にて記載しております。

#### 4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
1 当期末処分剰余金	725	834
2 任意積立金取崩額	—	—
計	725	834
3 剰余金処分額	359	503
(1) 利益準備金	100	100
(2) 任意積立金	100	243
特別積立金	—	—
信用事業基盤強化積立金	—	—
施設整備積立金	—	50
合併記念事業積立金	—	—
農業経営安定積立金	50	161
災害対策積立金	50	32
農業振興積立金	—	—
(3) 出資配当金	76	77
普通出資に対する配当金	76	77
後配出資に対する配当金	—	—
(4) 事業分量配当金	82	82
4 次期繰越剰余金	365	330

(注)

- 普通出資に対する配当金及び後配出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
  - 普通出資に対する配当の割合                      令和3年度 2.0%    令和2年度 2.0%
  - 後配出資に対する配当の割合                      令和3年度 0%      令和2年度 0%
- 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。
 

令和3年度 販売主要品目1kg当たり1.0円、切花1ケース当たり100円、花苗販売金額の0.5%  
米穀1袋当たり100円、和子牛1頭当たり3,000円、スモール1頭当たり500円  
枝肉共済牛1頭当たり500円、枝肉共励会1頭当たり500円、全農出荷肉牛1頭当たり2,000円

令和2年度 販売主要品目1kg当たり1.0円、切花1ケース当たり100円、花苗販売金額の0.5%  
米穀1袋当たり100円、和子牛1頭当たり3,000円、スモール1頭当たり500円  
枝肉共済牛1頭当たり500円、枝肉共励会1頭当たり500円、全農出荷肉牛1頭当たり2,000円
- 令和3年度 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金100万円が含まれています。  
令和2年度 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金200万円が含まれています。
- 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(単位:百万円)

種 類	積立目的及び取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤強化積立金	<ul style="list-style-type: none"> <li>この積立金は、金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。</li> <li>信用事業総利益が大幅(前年度比10%以上)に減少した場合に減少相当額を取り崩すことができる。</li> </ul>	貯金残高の1,000分の5を目標として積立てる。	1,089
施設整備積立金	<ul style="list-style-type: none"> <li>この積立金は、建物の建替え、大規模な改修・修繕、新規取得・処分等の施設整備に要する資金を積立てるものとする。</li> <li>建替え・改修・修繕・新規取得・処分に伴う支出、減価償却費の大幅な増加、減損損失が発生した場合に限り理事会の決議により取り崩すことができる。</li> </ul>	減価償却資産の取得価格の100分の20を目標として積立てる。(土地は除く)	1,698
合併記念事業積立金	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併記念事業を実施することを目的に当該事業に必要な額を積立てるものとする。</li> <li>実施事業年度に合併記念事業の経費相当額を取崩すものとする。</li> </ul>	100	22
農業経営安定積立金	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物価格の下落、災害による生産量の減少などの場合に、生産農家の再生産を可能にする経済的支援を行うために積立てるものとする。</li> <li>市場価格の著しい下落、災害による生産の大幅減少などにより生産農家へ経済的支援を行った場合に支援相当額を取り崩す。</li> </ul>	1,000	812
災害対策積立金	<ul style="list-style-type: none"> <li>J Aおよび組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風、集中豪雨等の自然災害の発生および感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積立てる。</li> <li>政令による激甚災害の指定、県による緊急事態措置の発令など重大な事態が発生した場合にJ Aおよび地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩す。</li> </ul>	500	424
農業振興積立金	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域農業の維持・振興を図るために必要な資金を積み立てる。</li> <li>担い手育成支援及び組合員営農施設の設置など地域農業の維持・振興を図るために理事会で定める支援策に基づく支出を行った場合にその相当額を取り崩すことができる。</li> </ul>	500	34

※上記積立金の積立基準については、毎年度の当期末剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てています。

## 5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 4年 7月 1日

あわじ島農業協同組合

代表理事組合長 原口 和幸

## 6. 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 7. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

VI 連結情報に連結キャッシュ・フロー計算を掲載しております。

## 8. 部門別損益計算書

（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	9,056	1,563	685	5,202	1,564	40	
事業費用 ②	6,268	338	68	4,405	1,403	51	
事業総利益③(①-②)	2,787	1,224	616	796	161	△11	
事業管理費 ④	2,587	828	498	901	196	162	
(うち減価償却費⑤)	(118)	(55)	(29)	(13)	(3)	(17)	
うち共通管理費 ⑥		256	128	213	43	32	△674
(うち減価償却費⑦)		(16)	(8)	(13)	(2)	(2)	(△43)
事業利益 ⑧(③-④)	200	395	118	△104	△34	△173	
事業外収益 ⑨	184	63	31	59	14	14	
うち共通分 ⑩		63	31	53	10	8	△167
事業外費用 ⑪	93	1	0	91	0	0	
うち共通分 ⑫		1	0	1	0	0	△3
経常利益 ⑬(⑧+⑨-⑪)	291	458	149	△136	△20	△159	
特別利益 ⑭	19	7	3	6	1	0	
うち共通分 ⑮		7	3	6	1	0	△19
特別損失 ⑯	43	15	7	15	2	1	
うち共通分 ⑰		15	7	12	2	1	△39
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	267	450	145	△146	△21	△160	
営農指導事業分配賦額 ⑲		-	-	160	-	△160	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	267	450	145	△307	△21		

※①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

（注1）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人頭割+人件費を除く事業管理費割+事業総利益割の平均値
- (2) 営農指導事業 農業関連事業の事業総利益割

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	38.00	19.01	31.69	6.45	4.85	100.00
営 農 指 導 事 業	0.00	0.00	100.00	0.00		100.00

（注2）

生産農協として営農指導事業の多くが農業関連事業（購買事業・販売事業）に帰属していることを踏まえ、配賦割合100％とし、配賦額160百万円を農業関連事業に配賦しております。

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(事業収益)	11,166	10,492	10,348	9,931	9,056
信用事業収益	1,785	1,736	1,695	1,645	1,563
共済事業収益	779	742	722	698	685
農業関連事業収益	6,220	5,605	5,751	5,954	5,202
その他事業収益	2,381	2,407	2,178	1,633	1,605
経常利益	654	602	325	730	291
当期剰余金	498	441	208	387	190
出資金 (出資口数)	3,970 (3,970,597)	3,941 (3,941,573)	3,943 (3,943,064)	3,924 (3,924,478)	3,900 (3,900,389)
純資産額	17,100	17,340	17,362	17,548	17,510
総資産額	231,166	230,955	231,188	236,985	235,374
貯金等残高	209,911	209,715	210,496	214,823	214,558
貸出金残高	23,196	23,398	23,782	23,757	24,119
有価証券残高	4,841	3,811	2,963	3,127	3,469
剰余金配当金額	148	154	155	159	159
出資配当額	78	78	77	77	76
事業分量配当額	69	76	78	82	82
職員数	332	326	326	328	321
単体自己資本比率	22.31	21.57	20.83	19.26	19.31

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取扱いは行っていません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」  
 (平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度	増 減
資金運用収支	1,398	1,449	△51
役員取引等収支	24	24	0
その他信用事業収支	△198	△175	△22
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,422 (0.66)	1,473 (0.68)	△50 (△0.02)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,031 (1.27)	3,088 (1.31)	△57 (△0.032)
事業純益	444	858	△414
実質事業純益	444	858	△414
コア事業純益	444	858	△414
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	444	858	△414

(注)

1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益－その他事業直接費用－その他経常費用
2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）  
＋金銭の信託運用見合費用
3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益  
＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用  
＋事業外収益の受取出资配当金＋金銭の信託運用見合費用
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

(単位:百万円、%)

## 3. 資金運用収支の内訳

項 目	令和3年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	213,287	1,517	0.71	215,112	1,599	0.74
うち預金	186,178	1,212	0.65	187,858	1,277	0.68
うち有価証券	3,292	38	1.17	2,933	37	1.26
うち貸出金	23,816	265	1.11	24,320	284	1.16
資金調達勘定	215,414	116	0.05	213,947	147	0.06
うち貯金・定期積金	215,386	115	0.05	213,927	147	0.06
うち借入金	28	0	1.04	19	0	1.53
総資金利ざや	—	—	0.27	—	—	0.34

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経费率）  
経费率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和2年度増減額
受 取 利 息	△82	△44
うち預金	△65	△21
うち有価証券	1	△7
うち貸出金	△18	△15
支 払 利 息	△31	△7
うち貯金・定期積金	△31	△7
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△0	△0
差 引	△50	△36

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

##### ① 科目別貯金平均残高

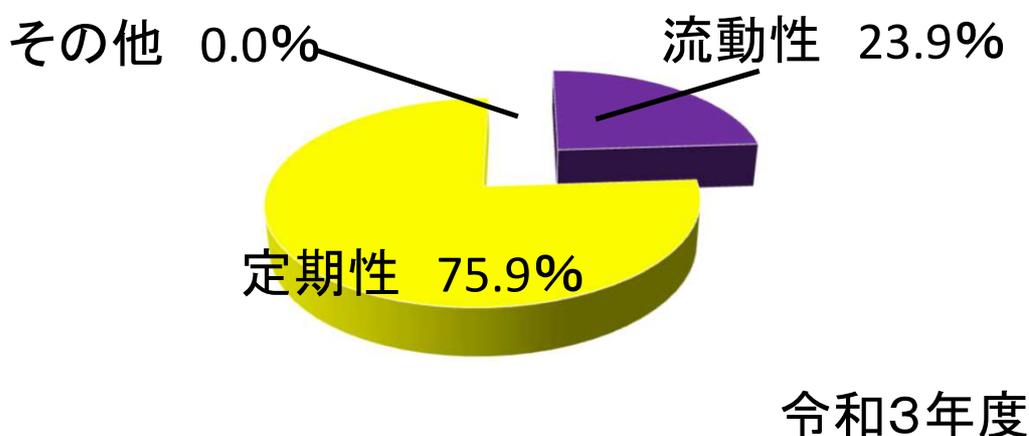
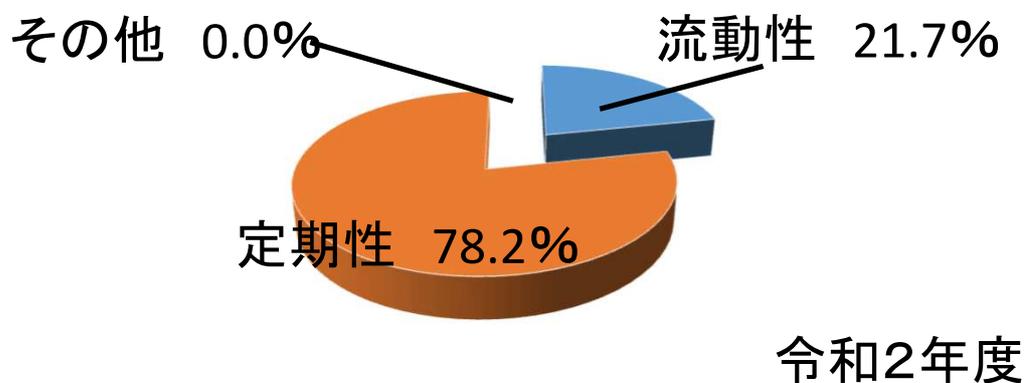
(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
流動性貯金	51,693 (23.9)	46,490 (21.7)	5,202
定期性貯金	163,596 (75.9)	167,364 (78.2)	△ 3,767
その他の貯金	101 (0.0)	87 (0.0)	13
計	215,392 (100.0)	213,942 (100.0)	1,449
譲渡性貯金	— (0.0)	— (0.0)	—
合 計	215,392 (100.0)	213,942 (100.0)	1,449

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. ( ) 内は構成比です。



##### ② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
定期貯金	159,393 (100.0)	162,562 (100.0)	△ 3,169
うち固定金利定期	159,380 (99.9)	162,550 (99.9)	△ 3,170
うち変動金利定期	12 (0.0)	11 (0.0)	1

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

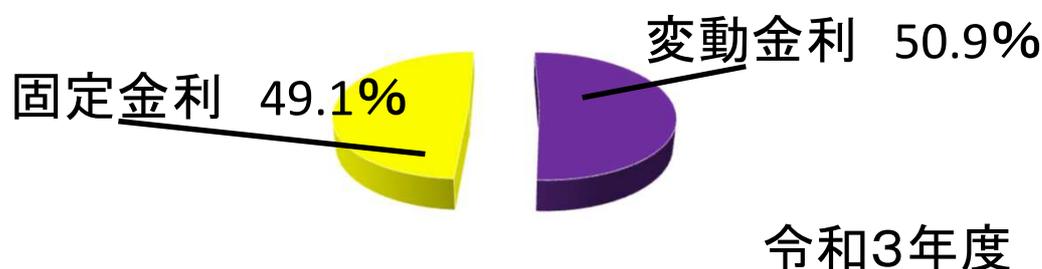
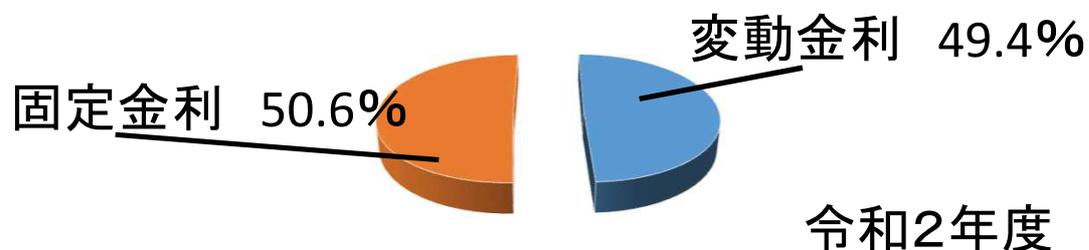
種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
手形貸付	380	456	△ 75
証書貸付	22,814	23,190	△ 375
当座貸越	623	680	△ 56
割引手形	—	—	—
合 計	23,819	24,327	△ 507

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
固定金利貸出	11,538 (50.6)	11,713 (50.6)	△ 175
変動金利貸出	11,977 (49.4)	11,428 (49.4)	549
合 計	23,515 (100.0)	23,141 (100.0)	374

(注) ( ) 内は構成比です。



③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
貯金・定期積金等	545	601	△ 56
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	545	601	△ 56
農業信用基金協会保証	16,528	16,278	250
その他保証	1,424	1,309	115
小 計	17,952	17,587	365
信用	5,621	5,569	52
合 計	24,119	23,757	362

#### ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

#### ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
設 備 資 金	21,775 (90.3)	20,871 (87.9)	904
運 転 資 金	2,339 (9.7)	2,886 (12.1)	△ 547
合 計	24,119 (100.0)	23,757 (100.0)	362

(注) ( ) 内は構成比です。

#### ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
農業	2,800 (11.6)	3,037 (12.7)	△ 237
林業	20 (0.0)	21 (0.0)	△ 1
水産業	337 (1.3)	349 (1.4)	△ 12
製造業	2,818 (11.6)	2,830 (11.9)	△ 12
鉱業	38 (0.1)	40 (0.1)	△ 2
建設・不動産業	1,949 (8.0)	1,871 (7.8)	78
電気・ガス・熱供給・水道業	622 (2.5)	510 (2.1)	112
運輸・通信業	792 (3.2)	784 (3.3)	8
金融・保険業	746 (3.0)	1,031 (4.3)	△ 285
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,792 (19.9)	4,395 (18.4)	397
地方公共団体	4,749 (19.6)	4,364 (18.3)	385
非営利法人	— (0.0)	— (0.0)	—
その他	4,449 (18.4)	4,520 (19.0)	△ 71
合 計	24,119 (100.0)	23,757 (100.0)	362

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

### 1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
農業	1,340	1,478	△ 138
穀作	11	13	△ 1
野菜・園芸	1,024	1,165	△ 141
果樹・樹園農業	9	12	△ 2
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	119	87	32
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	174	199	△ 25
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,340	1,478	△ 138

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

### 2) 資金種類別

#### [貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
プロパー資金	435	506	△ 70
農業制度資金	904	972	△ 67
農業近代化資金	773	869	△ 96
その他制度資金	131	102	28
合 計	1,340	1,478	△ 138

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

#### [受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
日本政策金融公庫資金	2	3	△ 1
その他	7	10	△ 3
合 計	10	14	△ 4

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	36	13	22	-	36
	2年度	43	7	36	-	43
危険債権	3年度	199	67	131	-	199
	2年度	241	83	157	-	241
要管理債権	3年度	-	-	-	-	-
	2年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	3年度	-	-	-	-	-
	2年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	3年度	-	-	-	-	-
	2年度	-	-	-	-	-
小計	3年度	235	81	154	-	235
	2年度	285	90	193	-	284
正常債権	3年度	23,896				
	2年度	23,486				
合計	3年度	24,132				
	2年度	23,771				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和先債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区別される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	63	61	—	63	61	63	63	—	63	63
個別貸倒引当金	12	8	0	12	8	53	12	1	51	12
合 計	75	70	0	75	70	116	75	1	115	75

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和2年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		令和3年度		令和2年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	38	199	39	204
	金 額	24,377	36,431	19,239	39,143
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	20	0	21	0
雑為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	2,318	661	1,943	378
合 計	件 数	39	200	40	206
	金 額	26,715	37,092	21,205	39,521

#### (4) 有価証券に関する指標

##### ① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種類	令和3年度	令和2年度	増減
国債	—	—	—
地方債	907	908	△1
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	2,384	2,025	359
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合計	3,292	2,933	359

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

##### ② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

##### ③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和3年度								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	313	214	—	—	336	—	970
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	703	304	104	316	198	871	—	2,498
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	320	327	—	342	—	989
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	1,020	105	—	420	592	—	2,138
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

## (5) 有価証券等の時価情報等

### ① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和3年度			令和2年度		
		取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,403	2,499	96	2,305	2,435	130
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	903	970	67	904	989	84
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,500	1,528	28	1,400	1,446	45
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	2,403	2,499	96	2,305	2,435	130
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	1000	970	△ 30	700	692	-7
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1000	970	△ 30	700	692	-7
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	1000	970	△ 30	700	692	-7
合計	3,403	3,469	66	3,005	3,127	122	

### ② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

### ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. 共済事業

### (1) 長期・年金共済契約高・保有契約高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	4,123	121,584	3,495	130,314
	定期生命共済	319	1,084	346	881
	養老生命共済	419	31,776	752	36,191
	うち、こども共済	311	9,367	461	9,558
	医療共済	22	1,004	—	1,071
	がん共済	—	489	—	517
	定期医療共済	—	661	—	747
	介護共済	750	3,341	290	2,627
	年金共済	—	180	—	190
建物系	建物更生共済	17,239	206,811	21,093	208,493
合 計		22,875	366,933	25,977	381,034

- (注) 1. 「金額」欄は、保障金額（「がん共済」にあつてはがん死亡共済金額とし、「医療共済」及び「定期医療共済」にあつては死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）とし、「年金共済」にあつては付加された定期特約金額とする。）です。
2. 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済種類について、合算して記載しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	37	1	43
	123	143	—	—
がん共済	0	11	0	11
定期医療共済	—	1	—	1
合 計	0	50	1	56
	123	143	—	—

(注) 医療共済及び合計の「金額」欄の上段は入院共済金額、下段は治療共済金額です。

### (3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	831	4,463	338	3,751
生活障害共済(一時金型)	1,521	4,977	1,320	4,048
生活障害共済(定期年金型)	26	127	34	108
特定重度疾病共済	609	1,213	617	617

(注) 「保有高」欄は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	119	2,648	385	2,673
年金開始後	—	1,200	—	1,210
合 計	119	3,849	385	3,883

(注) 「金額」欄は、年金金額（予定利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）です。

### (5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	保障金額	掛金	保障金額	掛金
火災共済	14,518	10	14,524	10
自動車共済	—	575	—	581
傷害共済	23,693	20	21,452	20
団体定期生命	—	—	—	—
定額定期生命	—	—	4	0
賠償責任共済	—	0	—	0
自賠償共済	—	123	—	132
合 計	—	730	—	746

- (注) 1. 「金額」欄は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠償共済は掛金総額です。

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位:%)

項目	令和3年度	令和2年度	増減
総資産経常利益率	0.12	0.30	△ 0.18
資本経常利益率	1.67	4.25	△ 2.58
総資産当期純利益率	0.08	0.16	△ 0.08
資本当期純利益率	1.09	2.26	△ 1.17

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和3年度	令和2年度	増減
貯貸率	期末	11.24	11.05	0.19
	期中平均	11.05	11.36	△ 0.31
貯証率	期末	1.61	1.45	0.16
	期中平均	1.52	1.37	0.15

- (注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100  
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100  
 3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100  
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	17,303	17,300
うち、出資金及び資本準備金の額	3,942	3,966
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,535	13,504
うち、外部流出予定額 (△)	159	159
うち、上記以外に該当するものの額	△ 15	△ 11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	61	63
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	61	63
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	17,365	17,363
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	25	5
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	25	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25	5
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	17,339	17,358
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	84,215	84,520
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 874	△ 1,311
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー (△)	874	1,311
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,556	5,580
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	89,772	90,100
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	19.31%	19.26%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	453	-	-	343	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,657	-	-	5,272	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	400	40	1	400	40	1
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	184,412	36,882	1,475	186,668	37,333	1,493
法人等向け	2,133	1,065	42	1,762	864	34
中小企業等向け及び個人向け	1,984	990	39	1,923	921	36
抵当権付住宅ローン	53	18	0	56	19	0
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	92	89	3	97	106	4
取立未済手形	46	9	0	80	16	0
信用保証協会等保証付	16,430	1,601	64	16,168	1,575	63
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	495	494	19	486	486	19
(うち出資等のエクスポージャー)	(495)	(494)	(19)	(486)	(486)	(19)
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	23,211	43,895	1,755	23,708	44,468	1,778
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	(13,729)	(34,323)	(1,372)	(13,730)	(34,327)	(1,373)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	(134)	(336)	(13)	(170)	(426)	(17)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	(9,346)	(9,235)	(369)	(9,807)	(9,714)	(388)
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非S T C適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	874	34	-	1,311	52
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	235,371	84,215	3,368	236,968	84,520	3,380
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	235,371	84,215	3,368	236,968	84,520	3,380
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	A	B=A×4%	A	B=A×4%		
	5,556	222	5,580	223		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	A	B=A×4%	A	B=A×4%		
	89,772	3,590	90,100	3,604		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置による、リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和3年度				令和2年度					
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	56	56	—	—	—	23	23	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	601	—	601	—	—	501	—	501	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,202	—	1,202	—	—	1,002	—	1,002	—	—
	運輸・通信業	200	—	200	—	—	100	—	100	—	—
	金融・保険業	185,358	582	500	—	—	187,960	874	500	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	55	55	—	—	—	86	86	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,657	4,750	906	—	—	5,272	4,364	907	—	—
	上記以外	13,641	—	—	—	—	13,343	—	—	—	—
	個人	18,733	18,687	—	—	92	18,475	18,422	—	—	97
その他	9,864	0	—	—	—	10,203	—	—	—	—	
業種別残高計		235,371	24,132	3,411	—	92	236,968	23,771	3,011	—	97
残存期間別	1年以下	185,775	799	700	—	—	187,457	871	—	—	—
	1年超3年以下	1,312	707	605	—	—	1,747	745	1,002	—	—
	3年超5年以下	1,119	716	402	—	—	1,420	1016	404	—	—
	5年超7年以下	968	668	300	—	—	978	675	303	—	—
	7年超10年以下	976	776	200	—	—	1,199	799	400	—	—
	10年超	21,270	20,068	1,202	—	—	20,202	19,300	901	—	—
	期限の定めのないもの	23,948	395	—	—	—	23,961	362	—	—	—
残存期間別残高計		235,371	24,132	3,411	—	—	236,968	23,771	3,011	—	—

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度					令和2年度							
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	63	61	-	63	61		63	63	-	63	63		
個別貸倒引当金	12	9	-	12	9		53	12	1	51	12		
法人	農業	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	個人	12	8	-	12	8	-	53	12	1	51	12	-
	業種別計	12	9	-	12	9	-	53	12	1	51	12	-

(注)

1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	令和3年度			令和2年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウエイト0%	-	7,204	7,204	-	6,755	6,755
リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト10%	-	16,413	16,413	-	16,150	16,150
リスク・ウエイト20%	-	184,641	184,641	-	186,918	186,918
リスク・ウエイト35%	-	53	53	-	56	56
リスク・ウエイト50%	2,104	7	2,112	1,704	9	1,713
リスク・ウエイト75%	-	1,272	1,272	-	1183	1183
リスク・ウエイト100%	-	10,330	10,330	-	11,087	11,087
リスク・ウエイト150%	-	62	62	-	76	76
リスク・ウエイト250%	-	13,281	13,281	-	13,027	13,027
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-
計	2,104	233,267	235,371	1,704	235,264	236,968

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

##### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—		—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—		—	—	
地方三公社向け	—	—		—	—	
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—		—	—	
法人等向け	15	—		15	—	
中小企業等向け及び個人向け	68	181		98	169	
抵当権住宅ローン	—	—		—	—	
不動産取得等事業向け	—	—		—	—	
三月以上延滞等	2	—		—	—	
証券化	—	—		—	—	
中央精算機関関連	—	—		—	—	
上記以外	111	—		92	—	
合 計	196	181		206	169	

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、国債等の安全な有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和3年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	13,641	13,641	13,343	13,343
合計	13,641	13,641	13,343	13,343

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和3年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 9. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

#### ◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点  
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

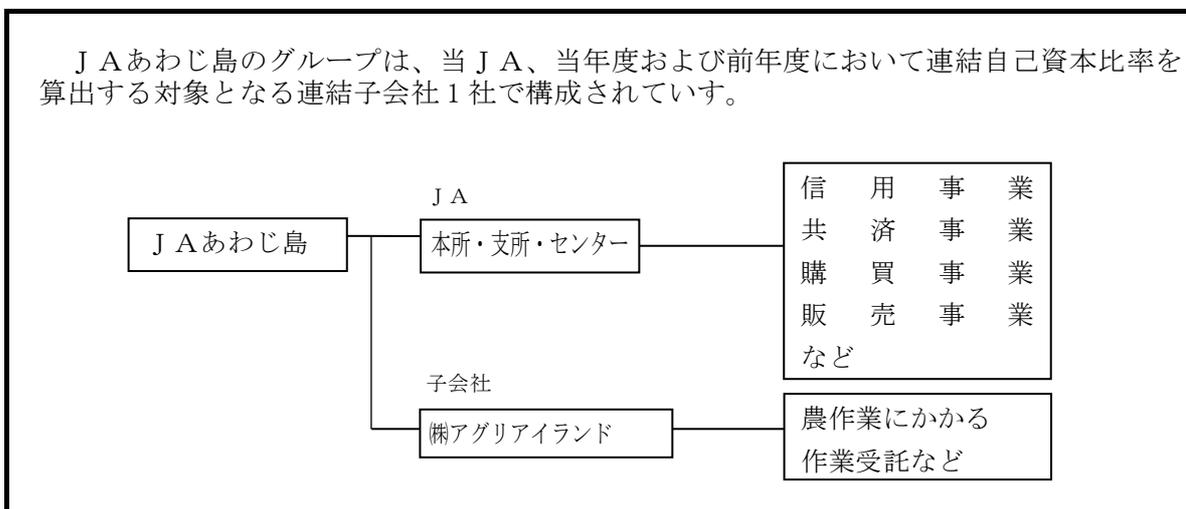
(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	201	307	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	2	1
3	スティープ化	702	708		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	702	708	2	1
		令和3年度		令和2年度	
8	自己資本の額	17,339		17,358	

## VI 連結情報

### 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図



#### (2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	株式会社 アグリア일랜드
主たる営業所又は事務所の所在地	南あわじ市市三条860番地の1
事業の内容	農作業にかかる作業受託など
設立年月日	平成17年6月7日
資本金又は出資金	20百万円
当 J A の 議 決 権 比 率	100%
他の子会社等の議決権比率	100%

#### (3) 連結事業概況（令和3年度）

##### ◇ 連結事業の概況

##### ① 事業の概況

令和3年度の当 J A の連結決算は、子会社 1 社を連結しております。連結決算の内容は、連結経常収益 289 百万円、連結当期剰余金 189 百万円、連結純資産 17,532 百万円、連結総資産 235,366 百万円で、連結自己資本比率は 19.31% となりました。

##### ② 連結子会社等の事業概況

株式会社 アグリア일랜드

令和3年度は、J A あわじ島と連携し、農作業請負事業等で 307 百万円の取扱いを行いました。

## (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結事業収益	11,206	10,529	10,397	9,975	9,141
信用事業収益	1,785	1,736	1,695	1,645	1,563
共済事業収益	779	742	722	697	685
農業関連事業収益	6,260	5,642	5,800	5,998	5,288
その他事業収益	2,381	2,407	2,178	1,633	1,605
連結経常利益	662	610	325	722	289
連結当期剰余金	505	447	207	380	189
連結純資産額	17,124	17,371	17,392	17,571	17,532
連結総資産額	231,157	230,947	231,191	236,988	235,366
連結自己資本比率	22.31	21.58	20.85	19.25	19.31

(注)

1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
2. 連結自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております

## (5) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和3年度	令和2年度
	(令和4年3月31日)	(令和3年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	213,532	215,042
(1) 現金及び預金	184,863	187,011
(2) 有価証券	3,469	3,127
(3) 貸出金	24,119	23,757
(4) その他の信用事業資産	1,139	1,206
(5) 貸倒引当金	△ 60	△ 61
2 共済事業資産	11	19
3 経済事業資産	2,234	2,438
(1) 受取手形及び経済事業未収金	564	605
(2) 棚卸資産	492	444
(3) その他の経済事業資産	1,188	1,402
(4) 貸倒引当金	△ 10	△ 13
4 雑資産	322	406
5 固定資産	5,537	5,623
(1) 有形固定資産	5,501	5,616
建物	5,705	4,809
機械装置	2,629	2,564
土地	2,648	2,649
リース資産	150	150
建設仮勘定	—	1298
その他の有形固定資産	1,683	1,469
減価償却累計額	△ 7,316	△ 7,325
(2) 無形固定資産	35	7
6 外部出資	13,621	13,323
(1) 外部出資	13,621	13,323
(2) 外部出資等損失引当金	△ 0	△ 0
7 前払年金費用	—	0
8 繰延税金資産	106	134
資産の部合計	235,366	236,988

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
( 負 債 の 部 )		
1 信用事業負債	215,088	215,399
(1) 貯金	214,522	214,796
(2) 借入金	10	14
(3) その他の信用事業負債	555	589
2 共済事業負債	468	504
(1) 共済資金	173	207
(2) その他の共済事業負債	294	297
3 経済事業負債	1,651	1,692
(1) 支払手形及び経済事業未払金	740	704
(2) その他の経済事業負債	911	988
4 雑負債	379	1604
5 諸引当金	246	215
(1) 賞与引当金	181	185
(2) 退職給付に係る負債	50	—
(3) 役員退職慰労引当金	14	30
負債の部合計	217,834	219,417
( 純 資 産 の 部 )		
1 組合員資本	17,484	17,482
(1) 出資金	3,900	3,924
(2) 資本剰余金	41	41
(3) 利益剰余金	13,557	13,527
(4) 処分未済持分	△ 15	△ 11
2 評価・換算差額等	47	88
(1) その他有価証券評価差額金	47	88
純資産の部合計	17,532	17,571
負債及び純資産の部合計	235,366	236,988

## (6)連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(令和3年4月1日～令和4年3月31日)	(令和2年4月1日～令和3年3月31日)
1 事業総利益	2,848	3,019
(1) 信用事業収益	1,563	1,645
資金運用収益	1,517	1,599
(うち預金利息)	(1,007)	(1,054)
(うち有価証券利息)	(38)	(37)
(うち貸出金利息)	(265)	(284)
(うちその他受入利息)	(205)	(223)
役務取引等収益	27	27
その他事業直接収益	—	0
その他経常収益	18	18
(2) 信用事業費用	338	347
資金調達費用	118	149
(うち貯金利息)	(113)	(144)
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(2)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(2)	(2)
役務取引等費用	3	3
その他経常費用	217	194
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 1)	(△ 34)
信用事業総利益	1,224	1,298
(3) 共済事業収益	685	697
共済付加収入	637	642
その他の収益	47	55
(4) 共済事業費用	68	64
共済推進費及び共済保全費	54	51
その他の費用	14	13
共済事業総利益	616	632
(5) 購買事業収益	4,724	5,490
購買品供給高	4,621	5,218
購買手数料	5	169
その他の収益	97	102
(6) 購買事業費用	4,150	4,852
購買品供給原価	4,014	4,718
購買供給費	38	38
その他の費用	96	95
購買事業総利益	573	638
(7) 販売事業収益	1,109	1,119
買取販売品販売高	363	321
販売手数料	199	203
販売収益	528	521
その他の収益	17	72
(8) 販売事業費用	873	845
買取販売品販売原価	288	257
販売費	577	582
その他の費用	7	6
販売事業総利益	235	273
(9) その他事業収益	1,059	1,022
(10) その他事業費用	861	845
その他事業総利益	198	176

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(令和3年4月1日～令和4年3月31日)	(令和2年4月1日～令和3年3月31日)
2 事業管理費	2,652	2,310
(1) 人件費	2,067	1,860
(2) その他事業管理費	584	450
事業利益	196	709
3 事業外収益	187	184
(1) 受取雑利息	4	4
(2) 受取出資配当金	143	125
(3) その他の事業外収益	38	54
4 事業外費用	93	171
(1) 支払雑利息	1	1
(2) その他の事業外費用	91	169
経常利益	289	722
5 特別利益	19	109
(1) 固定資産処分益	17	4
(2) その他の特別利益	2	105
6 特別損失	43	358
(1) 固定資産処分損	42	149
(2) 減損損失	—	206
(3) その他の特別損失	0	2
税金等調整前当期利益	266	473
法人税・住民税及び事業税	33	132
法人税等調整額	43	△39
法人税等合計	76	93
当期剰余金	189	380

## (7) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	41	41
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	41	41
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	13,527	13,303
2 利益剰余金増加高	189	380
当期剰余金	189	380
3 利益剰余金減少高	159	155
配当金	159	155
4 利益剰余金期末残高	13,557	13,527

## (8)連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(令和3年4月1日～令和4年3月31日)	(令和2年4月1日～令和3年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)	266	473
減価償却費	392	318
減損損失	-	206
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 4	△ 41
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 3	7
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	50	△ 176
その他引当金等の増減額(△は減少)	△ 16	5
信用事業資金運用収益	△ 1,312	△ 1,377
信用事業資金調達費用	116	147
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 148	△ 129
支払雑利息	1	1
有価証券関係損益(△は益)	1	1
固定資産処分損益(△は益)	28	145
外部出資関係損益(△は益)	-	1
その他	△ 0	1
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 362	24
預金の純増(△)減	2,500	△ 2,100
貯金の純増減(△)	△ 273	4,342
信用事業借入金の純増減(△)	△ 3	△ 4
その他の信用事業資産の純増減(△)	24	29
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 7	192
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	△ 34	12
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 3	9
その他の共済事業資産の純増減(△)	7	△ 5
その他の共済事業負債の純増減(△)	0	1
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	41	137
経済受託債権の純増減(△)	122	133
棚卸資産の純増(△)減	△ 47	24
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	36	13
経済受託債務の純増減(△)	△ 78	△ 145
その他の経済事業資産の純増減(△)	91	△ 130
その他の経済事業負債の純増減(△)	0	69
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	85	△ 63
その他の負債の純増減(△)	△ 1,145	1,199
未払消費税等の増減(△)額	40	△ 6
信用事業資金運用による収入	1,355	1,378
信用事業資金調達による支出	△ 142	△ 151
事業分量配当金の支払額	△ 82	△ 78
小 計	1,497	4,470
雑利息及び出資配当金の受取額	148	129
雑利息の支払額	△ 1	△ 1
法人税等の支払額	△ 158	△ 35
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,485	4,562

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日)	(令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 400	△ 700
有価証券の償還による収入	—	500
補助金の受入れ等による収入	0	2
固定資産の取得による支出	△ 295	△ 1,345
固定資産の処分による収入	△ 141	△ 35
固定資産の売却による収入	102	△ 121
外部出資の取得による支出	△ 298	△ 2,641
外部出資の売却等による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,032	△ 4,339
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	—	△ 2
出資の増額による収入	3	115
出資の払戻しによる支出	△ 27	△ 129
持分の取得による支出	△ 11	△ 9
持分の譲渡による収入	11	9
出資配当金の支払額	△ 77	△ 77
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 101	△ 94
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	351	128
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,008	879
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,359	1,008

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	令和3年度	令和2年度
現金および預金勘定	184,863	187,011
別段預金及び定期性預金	△ 183,503	△ 186,003
現金および現金同等物	1,359	1,008

### 3. 注記表

#### 令和3年度注記表

##### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

###### (1) 連結の範囲に関する事項

1. 連結される子会社・子法人等…………… 1社

（株）アグリアイランド

2. 非連結子会社・子法人等……………該当ありません

###### (2) 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用の関連法人等……………該当ありません

2. 持分法非適用の関連法人等…………… 1社

###### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

###### (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

###### (5) 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当する事項ありません。

###### (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

###### (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金です。

##### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

###### ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

###### イ その他有価証券

###### ・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

###### ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品（肥料、農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法
購買品（農機部品等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

###### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

###### (3) 引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上

しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

#### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

#### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### 【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ② 販売事業（特産事業、農産事業、畜産事業）

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③ 保管事業

組合員が生産した米を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

#### ④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑤ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

#### (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

#### (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ 114 百万円減少しています。これにより、購買事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 125 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産

の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。(百万円)

項 目	金 額
建 物	535
機 械 装 置	1,197
土 地	168
その他有形固定資産	33
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,935

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金1,800百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 該当ありません。

子会社等に対する金銭債務の総額 該当ありません。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	36
危 険 債 権	199
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	235

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 該当ありません。

(2) 子会社等との取引による費用総額 該当ありません。

## 7. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、地方債、社債による運用を行っています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

## 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.27%上昇したものと想定した場合には、経済価値が54百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### <金融商品の時価等に関する事項>

#### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(百万円)

項 目	貸借対照表計算額	時 価	差 額
預金	184,410	184,414	3
有価証券			
その他有価証券	3,469	3,469	—
貸出金	24,119		
貸倒引当金（*1）	△60		
貸倒引当金控除後	24,059	24,758	698
資 産 計	211,940	212,642	702
貯金	214,522	214,522	57
負 債 計	214,522	214,522	57

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

## (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

#### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資（*1, 2）	貸借対照表計上額	13,621 百万円
-------------	----------	------------

(\*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 外部出資に対応する外部出資等損失引当金0百万円を控除して表示しています。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	184,410	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	700	300	300	100	300	1,700
貸出金 (*1.2.3)	2,480	1,428	1,329	1,211	1,123	16,523
合計	187,591	1,728	1,629	1,311	1,423	18,223

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）602百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、3か月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等2百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件19百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	199,695	6,362	8,286	114	41	21

貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(百万円)

項 目		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	地方債	903	970	67
	社債	1,500	1,528	28
	小計	2,403	2,499	96
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	社債	1,000	970	△30
	小計	1,000	970	△30
合計		3,403	3,469	66

\*上記評価差額から繰延税金負債18百万円を差し引いた額47百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、㈱りそな銀行、三菱UFJ信託銀行㈱との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は4百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金（前払年金費用）	△0
②退職給付費用	145
③退職給付の支払額	△12
④確定給付型年金制度への拠出金	△82
⑤期末における退職給付引当金	50

## (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,714
②確定給付型年金制度の積立額	△1,664
③未積立退職給付債務 (①+②)	50
退職給付引当金	50

## (4) 退職給付に関連する損益

項 目	金 額
①勤務費用	145
②臨時に支払った割増退職金	3
③退職給付費用 (①+②)	149

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金 0 百万円は「福利厚生費」で処理しています。

## (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 235 百万円となっています。

## 10. 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。

(百万円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰延税金資産	役員退職慰労引当金	3
	賞与引当金	49
	賞与引当金未払社会保険料	8
	貸出金未収利息非計上額	0
	固定資産減損損失（土地）	55
	固定資産減損損失（土地以外）	12
	退職給付引当金	13
	資産除去債務	9
	コロナ対策支援金	22
	旧湊事務所解体費用	3
	その他	5
	小 計	185
	評価性引当額	△59
合 計	125	
繰延税金負債	その他有価証券	△18
	固定資産（資産除去債務）	△0
	その他	△0
	合 計	△19
繰延税金資産の純額		106

## (2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しています。

(3) 子会社の繰越欠損金に繰延税金資産 (百万円)

項目		当期末
繰延税金資産	繰越欠損金	7
	評価性引当金	△7

(注) 7百万円＝減算一時差異等 27百万円×実効税率 27.46%

### 11. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

### 12. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(百万円)

現金および預金勘定	184,863
別段預金および定期性預金	183,503
現金および現金同等物	1,359

### 13. その他の注記

該当ありません。

## 令和2年度連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

1. 連結される子会社・子法人等……………1社  
(株)アグリアイランド
2. 非連結子会社・子法人等……………該当ありません

#### (2) 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用の関連法人等……………該当ありません
2. 持分法非適用の関連法人等……………1社

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

#### (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

#### (5) 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当する事項ありません。

#### (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

#### (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金です。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

##### ア 子会社株式等及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

##### イ その他有価証券

##### ・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

##### ・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(肥料、農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品(農機部品等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
購買品(農機具)	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

#### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算出した金額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の実質が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

#### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

#### ③ 退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### ⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

#### （4）消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

#### （5）決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

また金額の全くないものは「-」で表示しています。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

農業協同組合法施行規則の改正および「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）の適用に伴い、当事業年度より重要な会計上の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### （1）繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 134 百万円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年 6 月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産

の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 206 百万円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (百万円)

項 目	金 額
建 物	535
機 械 装 置	1,203
土 地	168
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	33
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,941

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 該当ありません。

子会社等に対する金銭債務の総額 該当ありません。

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

(4) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(百万円)

項 目	金 額
破 綻 先 債 権	—
延 滞 債 権	285
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	285

(注) 1. 破綻先債権(1)

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権(2)

未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金です。

3. 3カ月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）です。

#### 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 「子会社等との取引高」

- (1) 子会社等との取引による収益総額 該当ありません。
- (2) 子会社等との取引による費用総額 該当ありません。

### 【減損損失】

#### (3) 減損損失に関する注記

##### ①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、信用共済・経済事業については支所ごと、金融事業を譲渡した経済センターは近隣の支所との密接な関連があり、経済センターを組合員が利用することによって、近隣支所のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため支所グループとして区分しています。また、本所のみならず、給油所、農機自動車センター、施設センター、育苗センター、および畜産事業所はJA全体のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

##### ②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

場 所	八木事務所	市事務所	市支所グループ
用 途	信用・共済事務所 遊休資産	信用・共済事務所 遊休資産	事業用資産
種 類	建物	建物	土地・建物ほか
そ の 他	令和3年5月統合後、 遊休資産となるため	令和3年5月統合後、 遊休資産となるため	—
金 額	8百万円 (うち建物 8百万円)	14百万円 (うち建物 13百万円)	119百万円 (うち土地 106百万円) (うち建物 8百万円)
場 所	本所会館	湊事務所	阿那賀事務所
用 途	遊休資産	遊休資産	遊休資産
種 類	建物	土地・建物ほか	土地・建物
そ の 他	令和3年5月移転後、 遊休資産となるため	—	—
金 額	40百万円 (うち建物 37百万円)	14百万円 (うち土地 7百万円) (うち建物 7百万円)	8百万円 (うち土地 3百万円) (うち建物 4百万円)

##### ③減損損失に至った経緯

- ・八木支所・市支所事務所については組織再編により八木・市・神代支所の信用・共済事業が中央支所に統合されることに伴い、当該事務所が遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しております。
- ・市支所グループについて、組織再編により八木・市・神代支所の信用・共済事業が中央支所に統合されることに伴い、使用用途の変更により減損の兆候ありとみなし、減損の認識判定を行った結果、市支所グループの減損を認識しました。
- ・本所会館については新本所会館の新築・移転により当該建物が遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。
- ・湊事務所・阿那賀事務所については使用頻度の低下に伴い、遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

##### ④回収可能額の算定方法等

回収可能額は正味売却可能額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

## 7. 金融商品に関する注記

### <金融商品の状況に関する事項>

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協

同組合連合会へ預けているほか、地方債などの債券による運用を行っています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### 市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が76百万減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	186,660	186,670	9
有価証券			
その他有価証券	3,127	3,127	—
貸出金	23,757		
貸倒引当金(*1)	△61		
貸倒引当金控除後	23,696	24,601	905
資 産 計	213,484	214,399	915
貯金	214,788	214,879	90
負 債 計	214,788	214,879	90

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	13,323 百万円
------	----------	------------

市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

外部出資に対応する、外部出資等損失引当金0百万円を控除して表示しています。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	186,660	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	700	300	300	100	1600
貸出金(*1,2)	2,608	1,486	1,403	1,237	1,09	15,909
合 計	189,269	2,186	1,703	1,537	1,195	17,509

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）613百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件16百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	203,280	5,259	6,009	130	76	32

要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(百万円)

項 目	取得原価または 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)	
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えるもの	地方債	904	989	84
	社債	1,400	1,446	45
	小計	2,305	2,435	130
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えないもの	地方債	—	—	—
	社債	700	692	△7
	小計	700	692	△7
合 計	3,005	3,127	122	

\*上記評価差額から繰延税金負債33百万円を差し引いた額88百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、㈱りそな銀行、三菱UFJ信託銀行㈱との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は29百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	176
②退職給付費用	△91
③退職給付の支払額	△4
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金（前払年金費用）	△0

## (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表 (百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,732
②確定給付型年金制度の積立金	△1,733
③未積立退職給付債務 (①+②)	△0
前払年金費用	0

## (4) 退職給付に関連する損益 (百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	△91
②臨時に支払った割増退職金	2
③退職給付費用 (①+②)	△88

(注) 農林漁業団体職員退職給付制度への拠出金 0 百万円は「福利厚生費」で処理しています。

## (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合 (存続組合) が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 260 百万円となっています。

## 10. 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。

(百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	役員退職慰労引当金	8
	賞与引当金	50
	賞与引当金未払社会保険料	8
	固定資産減損損失 (土地)	57
	固定資産減損損失 (土地以外)	27
	資産除去債務	9
	未払事業税	10
	本所解体費用	30
	コロナ対策支援金	22
	そ の 他	6
	小 計	231
	評価性引当額	△61
	合 計	169
繰延税金負債	その他有価証券	△33
	固定資産 (資産除去債務)	△0
	そ の 他	△0
	合 計	△35
繰延税金資産の純額		134

## (2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (％)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.42
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.57
	事業分量配当金	△4.69
	住民税均等割	0.49
	評価性引当金の増減	4.07
	税額控除	△0.87
	過年度法人税等還付税額	△4.91
	そ の 他	△0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		19.30

## (3) 子会社の繰越欠損金に繰延税金資産 (百万円)

項 目		当 期 末
繰越税金資産	繰越欠損金	7
	評価性引当金	△7

(注) 7百万円＝減算一時差異等26百万円×実効税率27.46%

## 11. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(百万円)

現金および預金勘定	187,011
別段預金および定期性預金	△186,003
現金および現金同等物	1,008

## 12. その他の注記

該当ありません。

## (10) 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	36	43	△ 7
危険債権額	199	241	△ 42
要管理債権額	-	-	-
うち三月以上延滞債権額	-	-	-
うち貸出条件緩和債権額	-	-	-
合計 (A)	235	285	△ 50
うち担保・保証付債権額 (B)	235	284	△ 49
担保・保証控除後債権額 (C)	-	0	△ 0
個別計上貸倒引当金残高 (D)	-	-	-
差引額 (E) = (C) - (D)	-	-	-
一般計上貸倒引当金残高	61	63	△ 2
正常債権額	23,896	23,771	125

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の債権又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

## (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区分	項目	令和3年度	令和2年度
信用事業	事業収益	1,563	1,645
	経常利益	458	646
	資産の額	213,532	215,042
共済事業	事業収益	685	697
	経常利益	149	239
	資産の額	11	19
農業関連事業	事業収益	5,288	5,998
	経常利益	△ 137	△ 40
	資産の額	2,234	2,438
その他事業	事業収益	1,605	1,633
	経常利益	△ 180	△ 123
	資産の額	19,588	19,488
計	事業収益	9,141	9,975
	経常利益	289	722
	資産の額	235,366	236,988

## 2. 連結自己資本の充実の状況

### ◇連結自己資本比率の状況と連結自己資本の額

令和3年3月末における連結自己資本比率は19.31%、連結自己資本の額は17,360百万円となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資のほか、後配出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,864百万円（前年度3,888百万円）
配当率又は利率	出資配当は年2.0%の割合です。

#### ○ 後配出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	後配出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	36百万円（前年度36百万円）
配当率又は利率	後配出資に対する配当は0%です。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。



(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	17,325	17,322
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,942	3,966
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,557	13,527
うち、外部流出予定額 (△)	159	159
うち、上記以外に該当するものの額	△ 15	△ 11
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	61	63
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	61	63
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	17,386	17,386
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	25	5
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	25	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25	5
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	17,360	17,380
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	84,207	84,524
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 874	△ 1,311
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー(△)	874	1,311
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,684	5,729
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	89,892	90,254
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	19.31%	19.25%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	453	-	-	343	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,657	-	-	5,272	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	400	40	1	400	40	1
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	184,412	36,882	1,475	186,668	37,333	1,493
法人等向け	2,133	1,065	42	1,762	864	34
中小企業等向け及び個人向け	1,984	990	39	1,923	921	36
抵当権付住宅ローン	53	18	0	56	19	0
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	92	89	3	97	106	4
取立未済手形	46	9	0	80	16	0
信用保証協会等保証付	16,430	1,601	64	16,168	1,575	63
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	475	474	18	466	466	18
(うち出資等のエクスポージャー)	(475)	(474)	(18)	466	466	18
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	23,222	43,908	1,756	23,733	44,492	1,779
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	(13,729)	(34,323)	(1,372)	(13,730)	(34,327)	(1,373)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	(134)	(337)	(13)	(170)	(427)	(17)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	(9,358)	(9,247)	(369)	(9,831)	(9,738)	(389)
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非S T C適用分)	-	-	-	-	-	-

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	874	34	-	1,311	52
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	235,363	84,207	3,368	236,973	84,524	3,380
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	235,363	84,207	3,368	236,973	84,524	3,380
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	A	B=A×4%	A	B=A×4%		
	5,684	227	5,729	229		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	A	B=A×4%	A	B=A×4%		
	89,892	3,595	90,254	3,610		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置による、リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 9）をご参照ください。

#### ② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和3年度					令和2年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	56	56	—	—	23	23	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	601	—	601	—	501	—	501	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,202	—	1,202	—	1,002	—	1,002	—	—
	運輸・通信業	200	—	200	—	100	—	100	—	—
	金融・保険業	185,358	582	500	—	187,960	874	500	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	55	55	—	—	86	86	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,657	4,750	906	—	5,272	4,364	907	—	—
	上記以外	13,621	—	—	—	13,323	—	—	—	—
	個人	18,733	18,687	—	—	92	18,475	18,422	—	97
その他	9,876	0	—	—	10,227	—	—	—	—	
業種別残高計	235,363	24,132	3,411	—	92	236,973	23,771	3,011	97	
残存期間別	1年以下	185,775	799	700	—	187,457	871	—	—	—
	1年超3年以下	1,312	707	605	—	1,747	745	1,002	—	—
	3年超5年以下	1,119	716	402	—	1,420	1,016	404	—	—
	5年超7年以下	968	668	300	—	978	675	303	—	—
	7年超10年以下	976	776	200	—	1,199	799	400	—	—
	10年超	21,270	20,068	1,202	—	20,202	19,300	901	—	—
	期限の定めのないもの	23,940	395	—	—	23,966	362	—	—	—
残存期間別残高計	235,363	24,132	3,411	—	92	236,973	23,771	3,011	97	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含まれていません。
- 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度						令和2年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	63	61	-	63	61	-	63	63	-	63	63	-	
個別貸倒引当金	12	9	-	12	9	-	53	12	1	51	12	-	
法人	農業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	12	8	-	12	8	-	53	12	1	51	12	-
業種別計	12	9	-	12	9	-	53	12	1	51	12	-	

(注)

1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	令和3年度			令和2年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウエイト0%	-	7,204	7,204	-	6,755	6,755
リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト10%	-	16,413	16,413	-	16,150	16,150
リスク・ウエイト20%	-	184,641	184,641	-	186,918	186,918
リスク・ウエイト35%	-	53	53	-	56	56
リスク・ウエイト50%	2,104	7	2,112	1,704	9	1,713
リスク・ウエイト75%	-	1,272	1,272	-	1183	1183
リスク・ウエイト100%	-	10,321	10,321	-	11,091	11,091
リスク・ウエイト150%	-	62	62	-	76	76
リスク・ウエイト250%	-	13,281	13,281	-	13,027	13,027
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-
計	2,104	233,259	235,363	1,704	235,268	236,973

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

##### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 61）をご参照ください。

##### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区分	令和3年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—		—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—		—	—	
地方三公社向け	—	—		—	—	
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—		—	—	
法人等向け	15	—		15	—	
中小企業等向け及び個人向け	68	181		98	169	
抵当権住宅ローン	—	—		—	—	
不動産取得等事業向け	—	—		—	—	
三月以上延滞等	2	—		—	—	
証券化	—	—		—	—	
中央清算機関関連	—	—		—	—	
上記以外	111	—		92	—	
合計	196	181		206	169	

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

##### (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

##### (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

##### (7) オペレーショナル・リスクに関する事項

###### オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 9）をご参照ください。

##### (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

###### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 62）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和3年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	13,621	13,621	13,323	13,323
合計	13,621	13,621	13,323	13,323

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和3年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (p. 70) をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	201	307	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	2	1
3	スティープ化	702	708		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	702	708	2	1
		令和3年度		令和2年度	
8	自己資本の額	17,360		17,183	

農協法による開示基準対比での掲載ページ

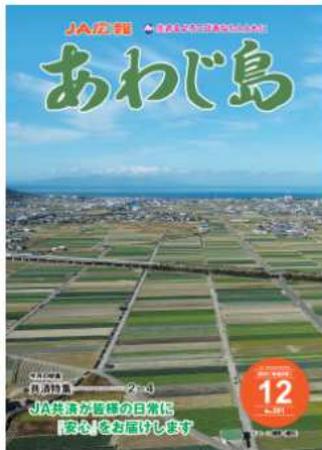
No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	<b>I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目</b>	
1	業務の運営の組織	22
2	理事及び監事の氏名及び役職名	23
3	会計監査人の氏名又は名称	48
4	事務所の名称及び所在地	24
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	24
6	主要な業務の内容	13
7	事業の概況	3
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	50
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	51
10	リスク管理の体制	9
11	法令遵守の体制	10
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	7
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	25
15	直近2事業年度の貸出金に係る事項 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	56
16	元本補てん契約のある信託に係る貸出金に関する事項	57
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	62
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	59
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	57
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	57
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	48

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	72
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	72
3	事業の概況	72
4	直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	73
5	直近2連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	73
6	直近2連結事業年度の貸出金に係る事項 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	97
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	98
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	97

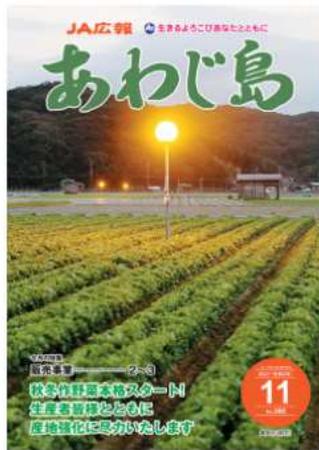
当JAに関する情報は広報誌、公式ホームページでも紹介しております。

広報誌【毎月発行】（画像は公式ホームページより抜粋）

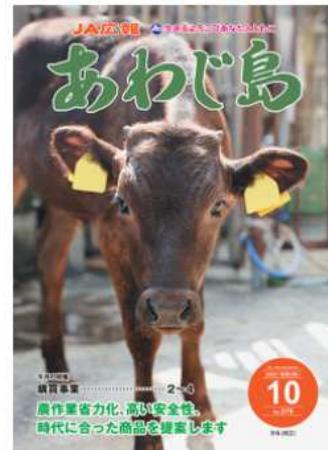
農作業情報をはじめ、地域のニュースや当JAからの連絡事項など、組合員様やお客様とのネットワークを大切に、よりわかりやすく、より役に立つことを目的に情報を提供しています。



2021年12月号



2021年11月号



2021年10月号

### 公式ホームページ

JAあわじ島の概要・事業をはじめ、特産品の紹介、店舗・ATM案内等、様々な情報を提供しています。更新は随時行っています。

- 組織情報
- 事業案内
- 広報誌
- ショッピング
- 農業情報
- お問い合わせ



淡路島たまねぎ・レタスをはじめ、すくすく育ったほんまもんの農畜産物だけをあなたの食卓へ JAあわじ島

兵庫県最大級産直市場 あわじ島まるごと(株) 美菜恋来屋 PR

\\ 兵庫県最大級 \\

## 農畜水産物直売所

淡路島の食を堪能できる待望の施設

アクセス

施設案内

2F: レストラン

1F: 産直市場&フードコート

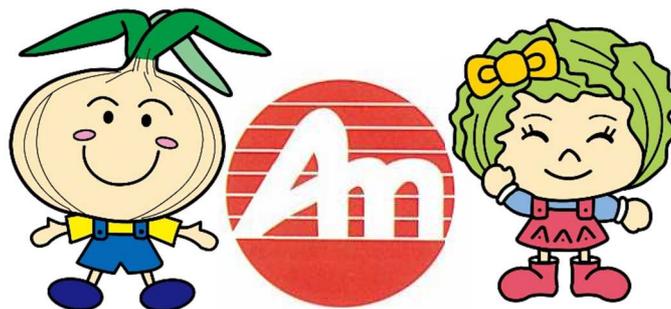
美菜恋来屋（みなこいこいや）は、古代から御食国として名高い、淡路島の美しい環境で育まれた“ほんまもん”のお野菜、お肉、お魚を“まるごと”食べつくしていただく施設です



〒656-0462 兵庫県南あわじ市市青木18番地の1  
TEL(0799)42-5200 FAX(0799)42-5236

【インターネットURL】

<https://www.ja-awajishima.or.jp/>



JA Awajishima Report 2022